

(1) 防災指針とは

防災指針は、都市再生特別措置法に基づき、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地を図るための、都市の防災に関する機能の確保に関する指針です。防災指針は宇治市地域防災計画等との整合を図りつつ、具体的な取組を位置づけます。

(2) 対象とする災害

対象とする災害は土砂災害、洪水、内水、地震とします。

(3) 災害リスクの整理と分析

防災上の課題を抽出するため、下記の災害リスクを整理し状況を把握するとともに、都市の情報と重ね合わせることで災害リスクの分析を行います。

災害リスク情報の整理項目

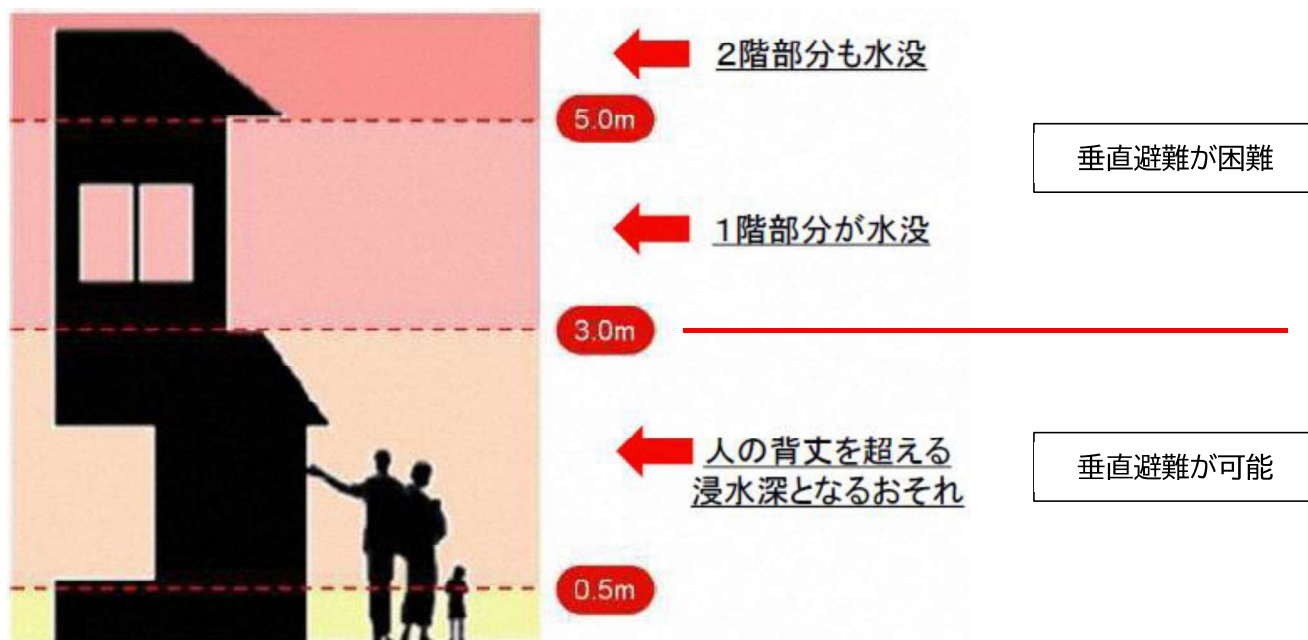
災害	整理項目
土砂災害	土砂災害特別警戒区域／土砂災害警戒区域／急傾斜地崩壊危険区域
洪水	洪水浸水想定区域（想定最大規模）
	洪水浸水想定区域（計画規模）
	洪水浸水継続時間
	家屋倒壊等氾濫想定区域
内水	内水氾濫浸水実績箇所 ※内水について氾濫想定区域が公表されていないため、浸水実績箇所のデータを活用
地震	震度分布図
	大規模盛土造成地の分布

災害リスクの分析項目

災害リスク情報	都市の情報	分析の視点
土砂災害特別警戒区域／ 土砂災害警戒区域／ 急傾斜地崩壊危険区域	人口密度分布	安全確保の必要性の高さ
洪水浸水想定区域（想定最大 規模／計画規模降雨）	人口密度分布	安全確保の必要性の高さ
	避難所分布	避難所としての利用可能性
	都市機能分布	安全確保の必要性の高さ
浸水継続時間	避難所分布	滞在避難施設としての利用可能性
家屋倒壊等氾濫想定区域	人口密度分布	安全確保の必要性の高さ
内水氾濫浸水実績箇所	人口密度分布	安全確保の必要性の高さ
	都市機能分布	安全確保の必要性の高さ
震度分布／大規模盛土造成地の分布		複合災害の発生可能性

(参考) 浸水深と人的被害のリスク

浸水による人的被害のリスクの程度を、浸水深から検討することが考えられる。一般的な家屋の2階が水没する浸水深5mや、2階床下部分に相当する浸水深3mを超えているかが一つの目安となる。



(出典:立地適正化計画の手引きより作成)

(参考) 「外水氾濫」と「内水氾濫」

大雨などによって川の水が堤防からあふれたり、堤防が壊れて川の水が流れ出たりすることを「外水氾濫」と言います。

外水はん濫



市街地などに降った雨が、川に排水しきれずにその場に溜まってしまうことを「内水氾濫」と言います。

内水はん濫

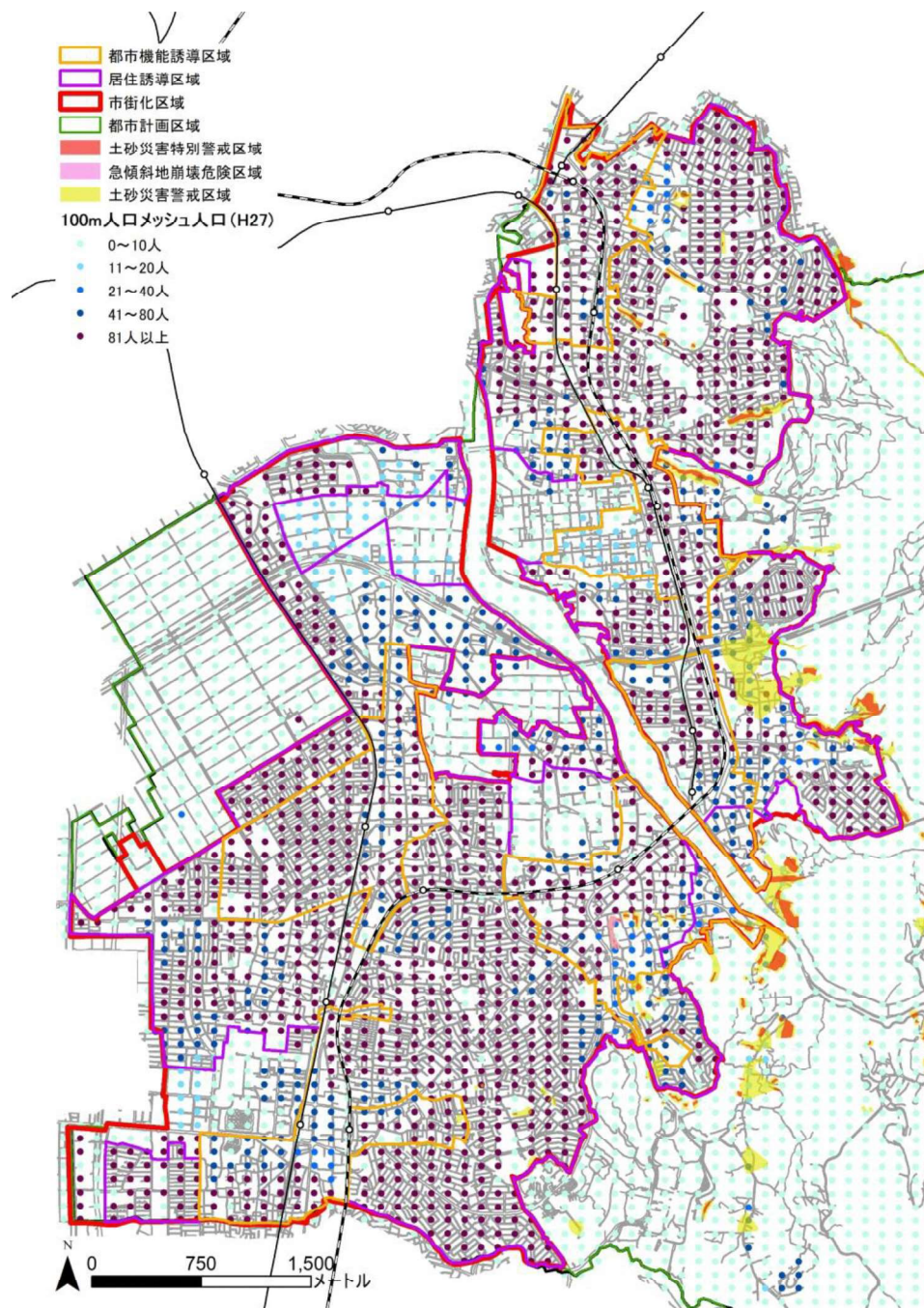


(出典:宇治市くらしの便利帳より作成)

①土砂災害

○土砂災害警戒区域・特別警戒区域と人口密度分布

土砂災害警戒区域・特別警戒区域等が市街化区域内に点在しています。



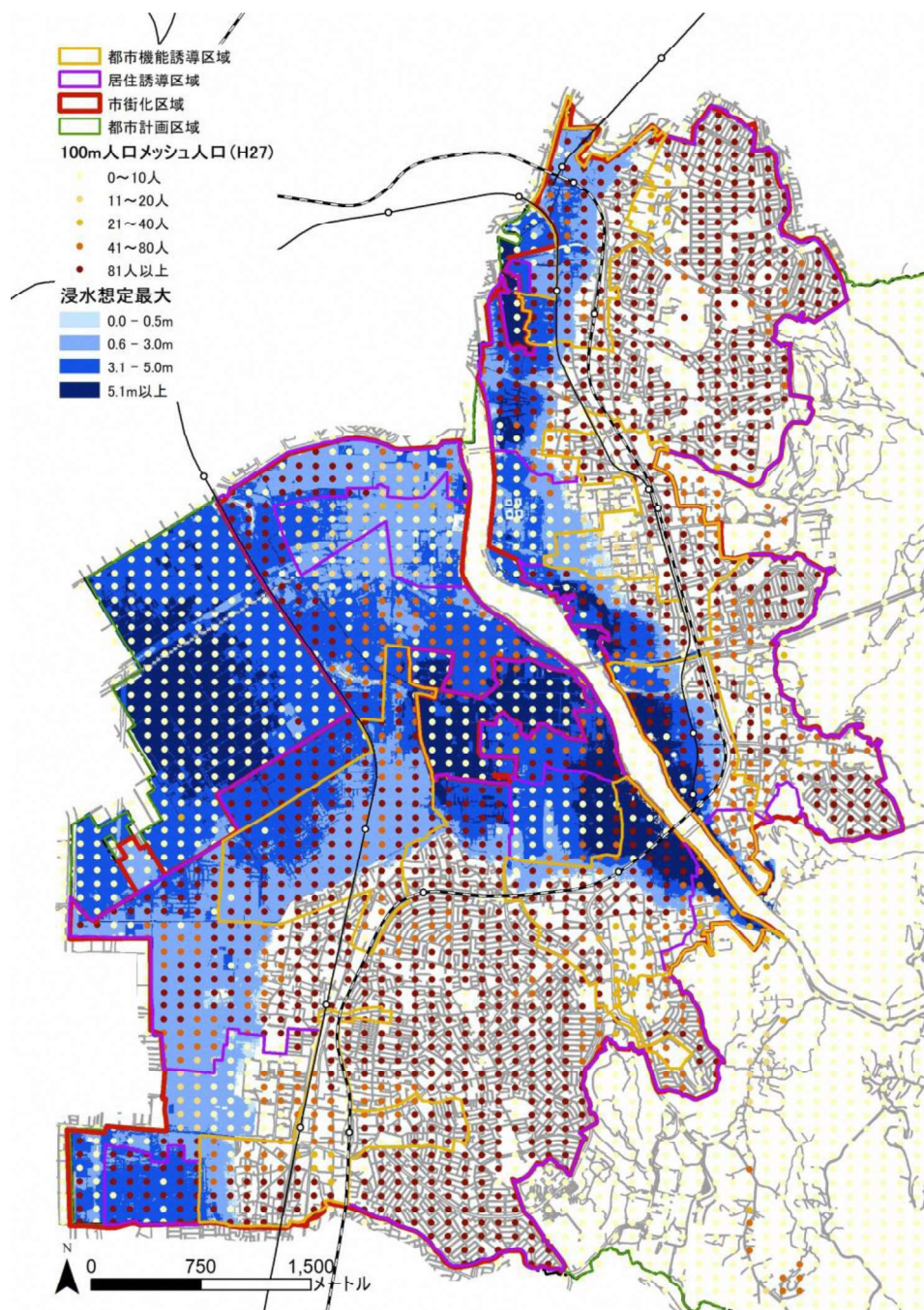
土砂災害警戒区域・特別警戒区域と人口密度

②洪水

○浸水想定区域（想定最大規模降雨）と人口密度分布（宇治川・木津川）

想定最大規模降雨による浸水想定区域は広範囲に広がっており、人口密度の高い地域と一般的な家屋の2階床面に相当する浸水深3m を超える浸水が想定されている区域が重なっています。これらの地域では河川の氾濫が発生した場合、在宅での安全確保が困難になる方が多くなる可能性があります。

そのため、適切な情報伝達により、事前に浸水想定区域外に避難することが重要となります。



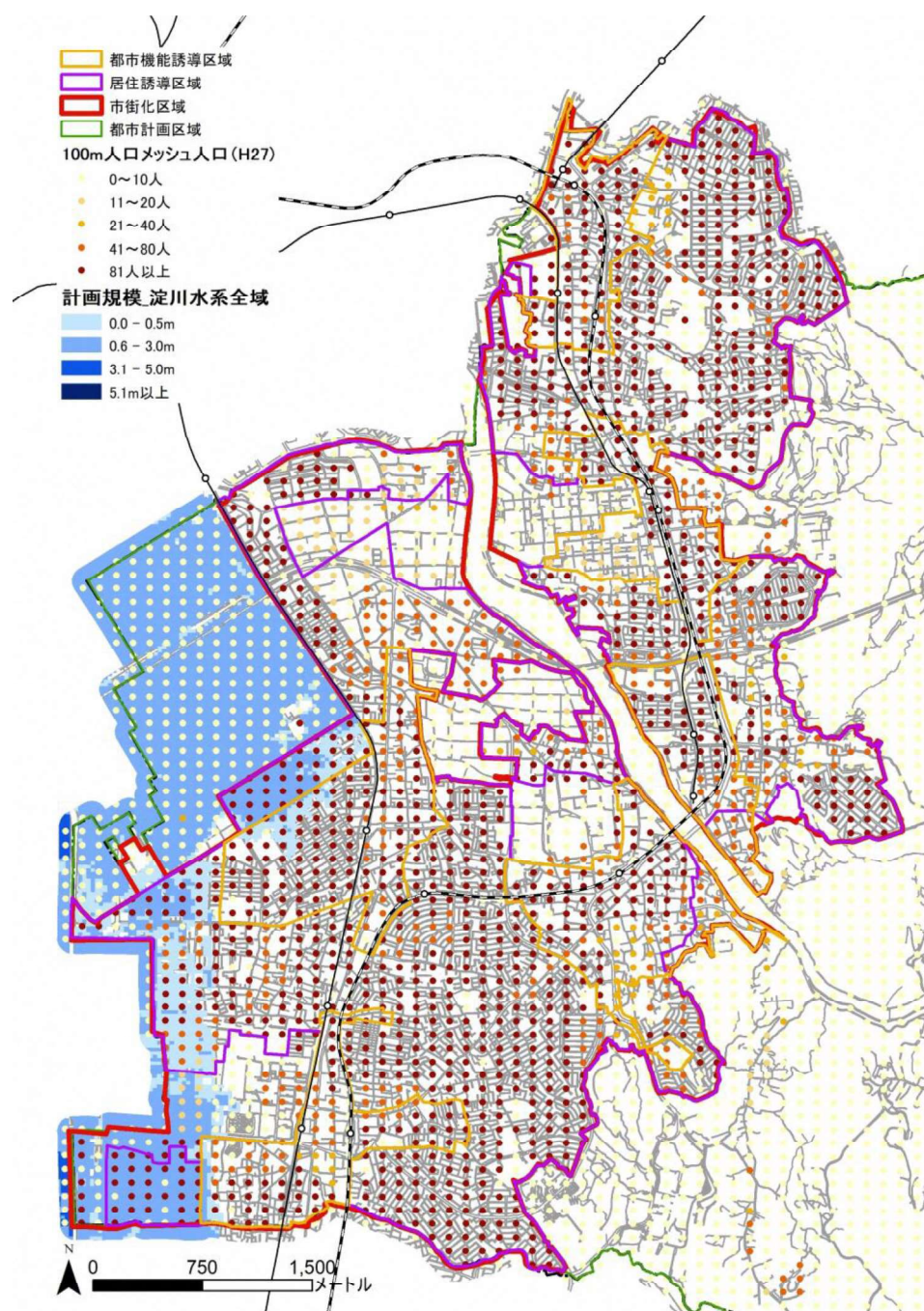
宇治川・木津川洪水浸水深（L2 想定最大規模 1/1000）と人口密度

※L1＝計画規模。降雨規模は宇治川、木津川の150年に1回程度を想定

L2＝想定最大規模。降雨規模は1000年に1回程度を想定

○浸水想定区域（計画規模降雨）と人口密度分布

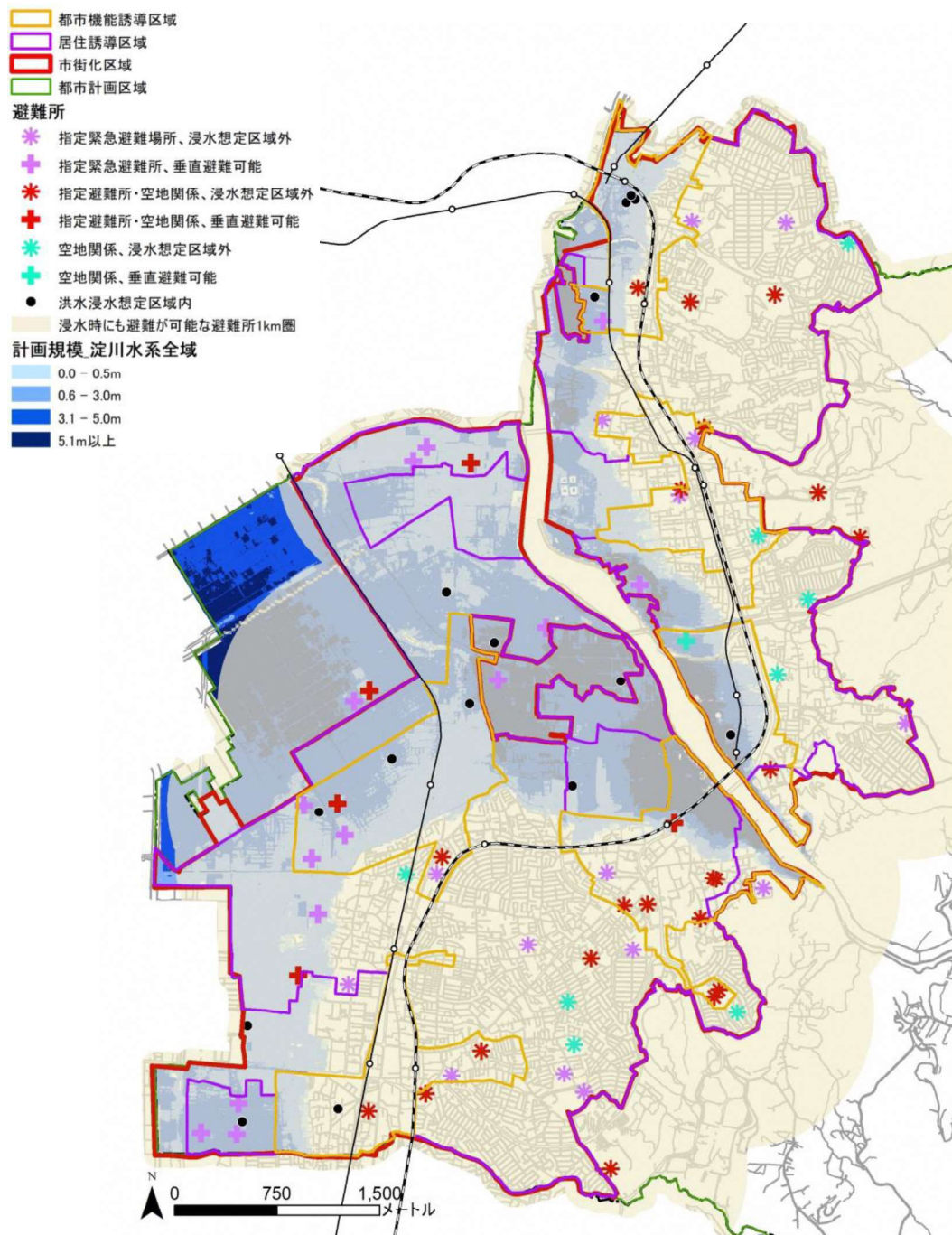
計画規模降雨による浸水想定区域は、市街化区域内に一部ありますが、一般的な家屋の2階床面に相当する浸水深3mを超える浸水が想定されている区域はありません。



宇治川・木津川洪水浸水深（L1 計画規模 1/150）と人口密度

○浸水想定区域（想定最大規模降雨）と避難所分布

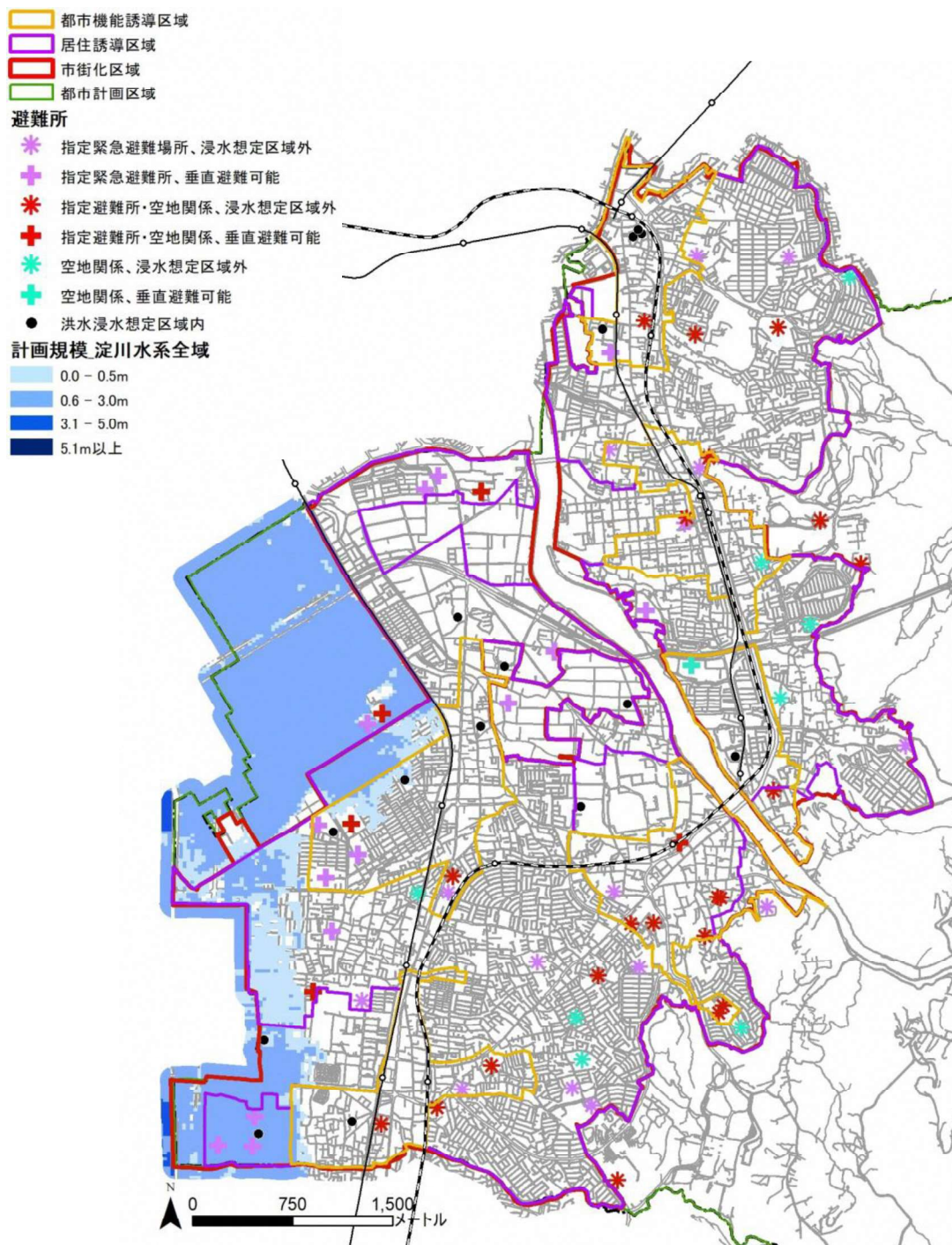
想定最大規模降雨による浸水想定区域に、浸水時にも避難が可能な避難所1km 圏を重ねると、宇治川最上流部や小倉の西端部等の一部区域が外れていますが、概ね全ての浸水想定区域がカバーされています。



宇治川・木津川洪水浸水深（L2 想定最大規模 1/1000）と避難所分布

○浸水想定区域（計画規模降雨）と避難所分布

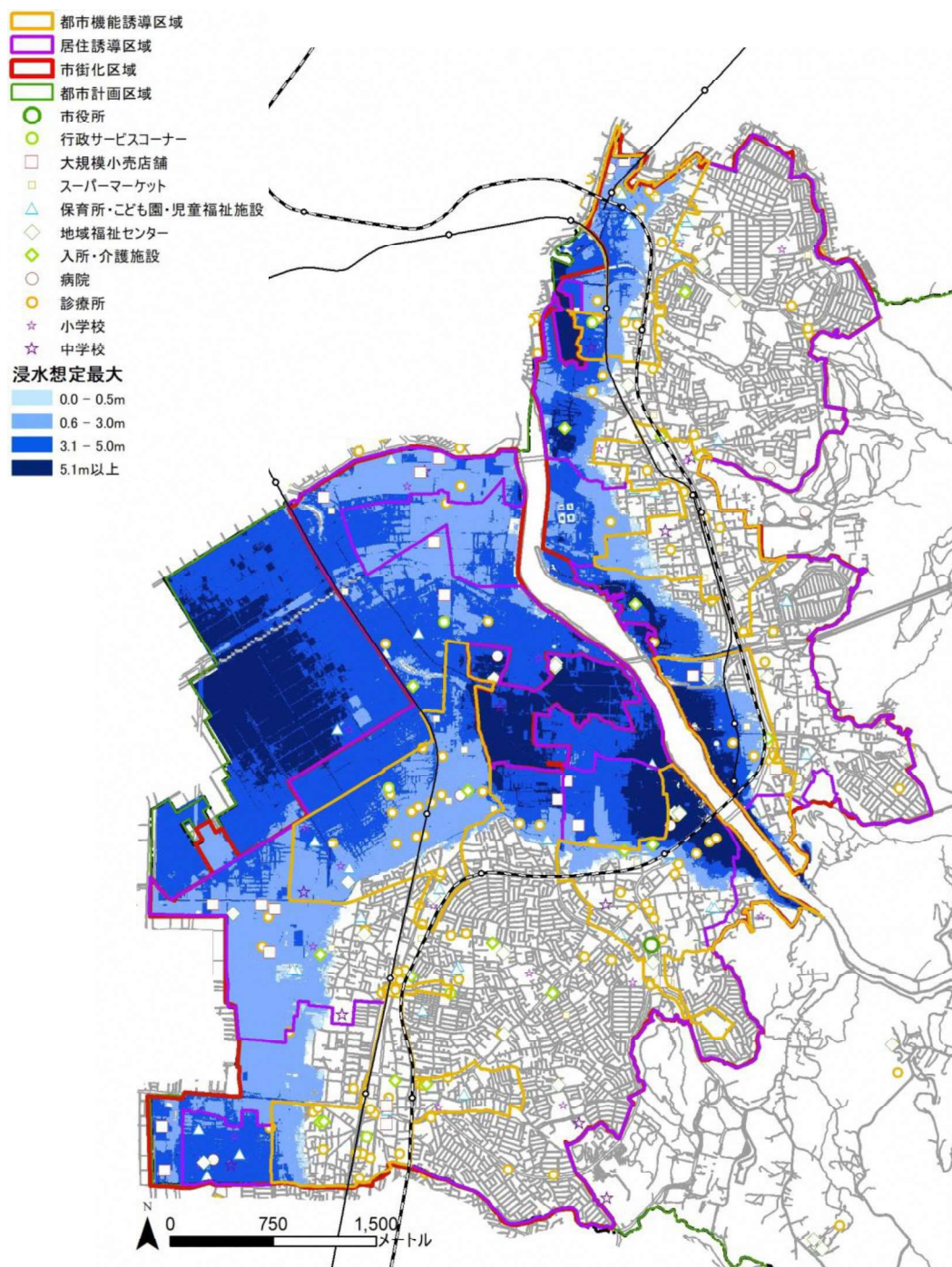
計画規模降雨では、宇治、小倉等の多くの地域が避難所に避難可能となっています。大久保地域は、浸水想定区域が広がっていますが、浸水深3m以上の地区はなく、避難所に避難できなかった場合でも、地域の2階建て以上の建物に垂直避難ができる可能性が高い状況です。



宇治川・木津川洪水浸水深（L1 計画規模 1/150）と避難所分布

○浸水想定区域（想定最大規模降雨）と都市機能分布

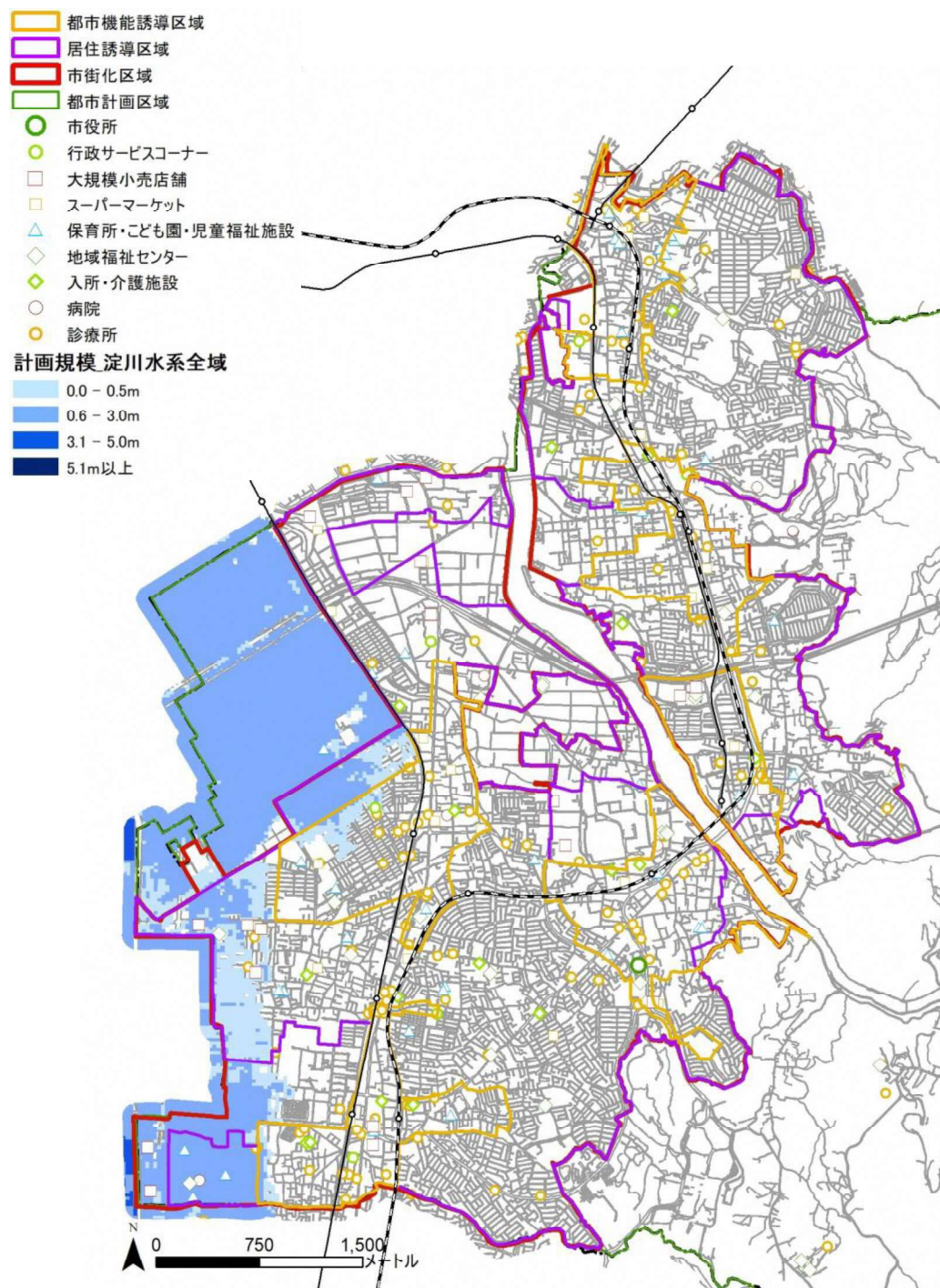
想定最大規模降雨による浸水想定区域には、様々な都市機能が立地しており、河川の氾濫が発生した場合、十分に機能しない施設が発生する可能性があります。



宇治川・木津川洪水浸水深（L2 想定最大規模 1/1000）と都市機能分布

○浸水想定区域（計画規模降雨）と都市機能分布

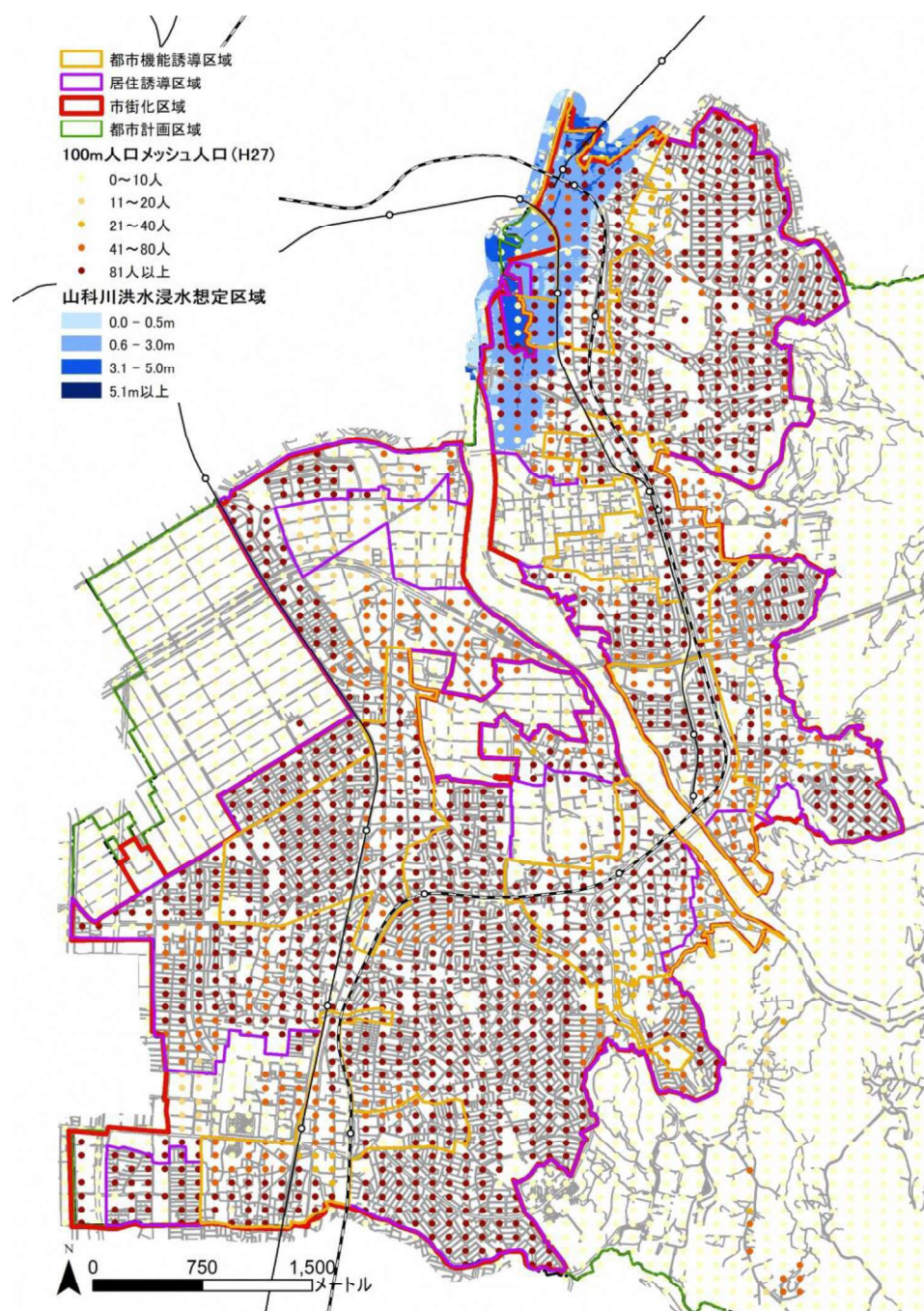
計画規模降雨による浸水想定区域にも一部、都市機能が立地しています。



宇治川・木津川洪水浸水深（L1 計画規模 1/150）と都市機能分布

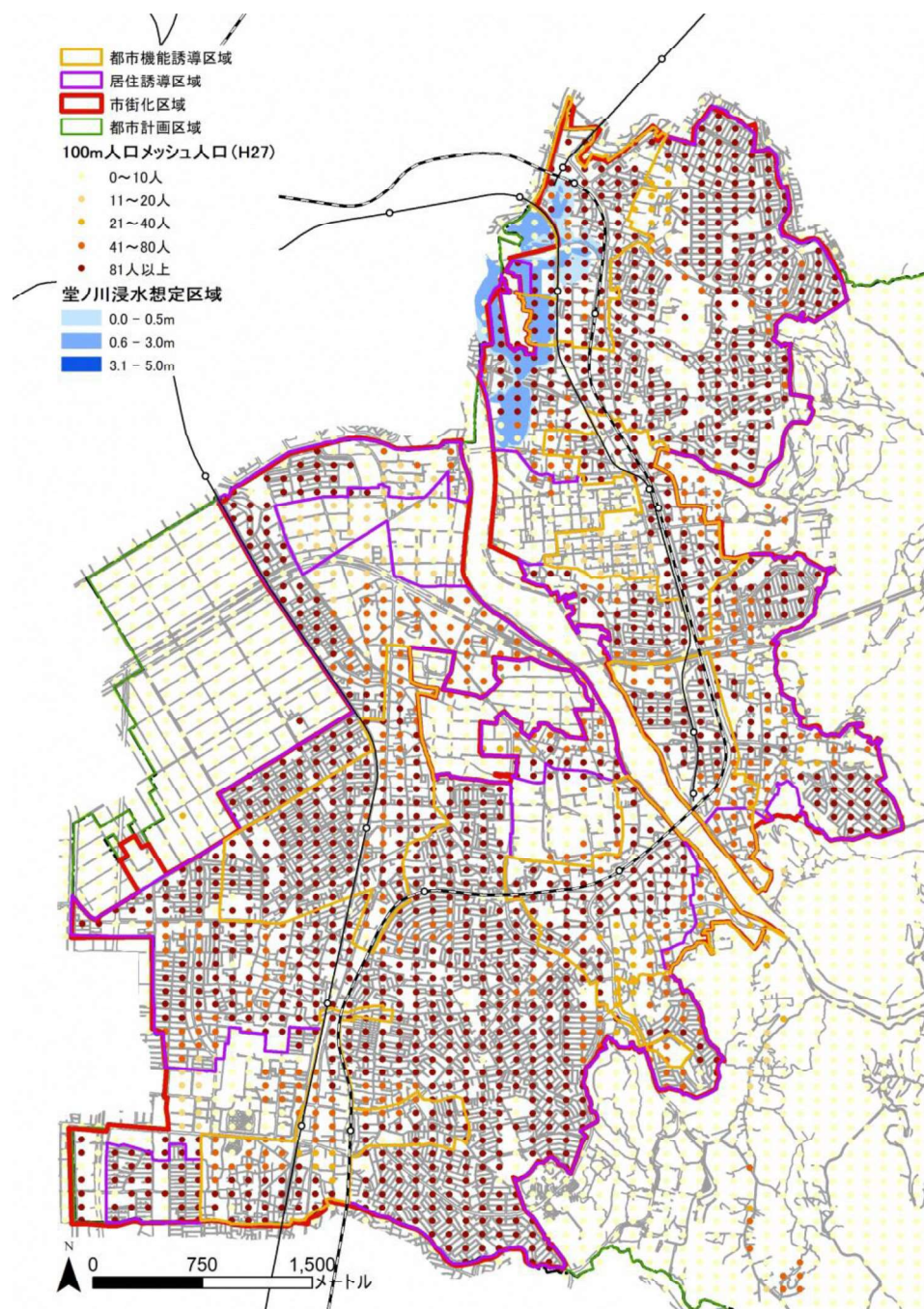
○浸水想定区域（想定最大規模降雨）と人口密度分布（宇治川・木津川以外）

想定最大規模降雨による浸水想定区域は、市街化区域内に一部ありますが、一般的な家屋の 2 階床面に相当する浸水深3m を超える浸水が想定されている区域はありません。



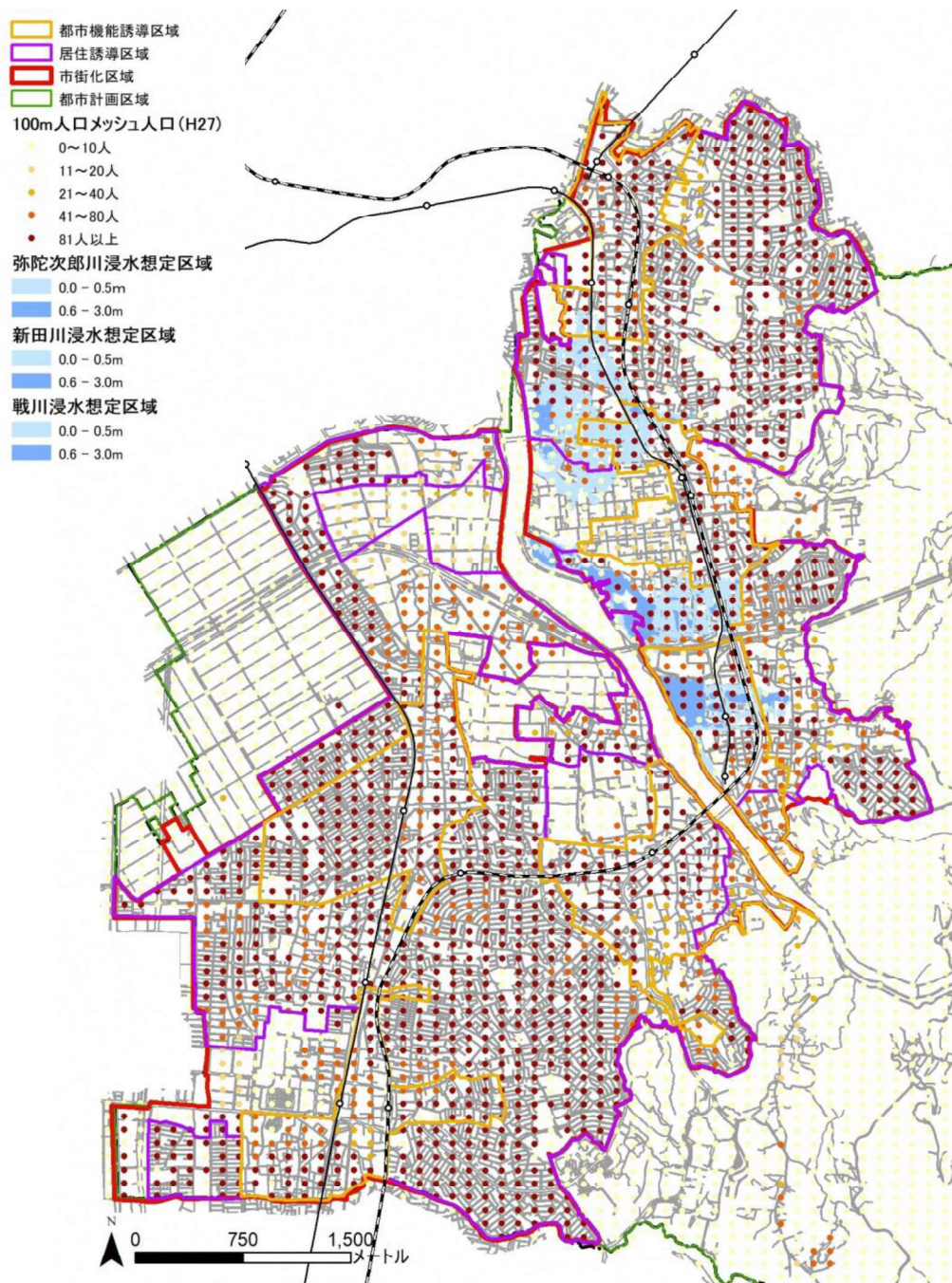
山科川洪水浸水深と人口密度

※山科川の想定最大規模降雨(2日間の総雨量354.5mm)



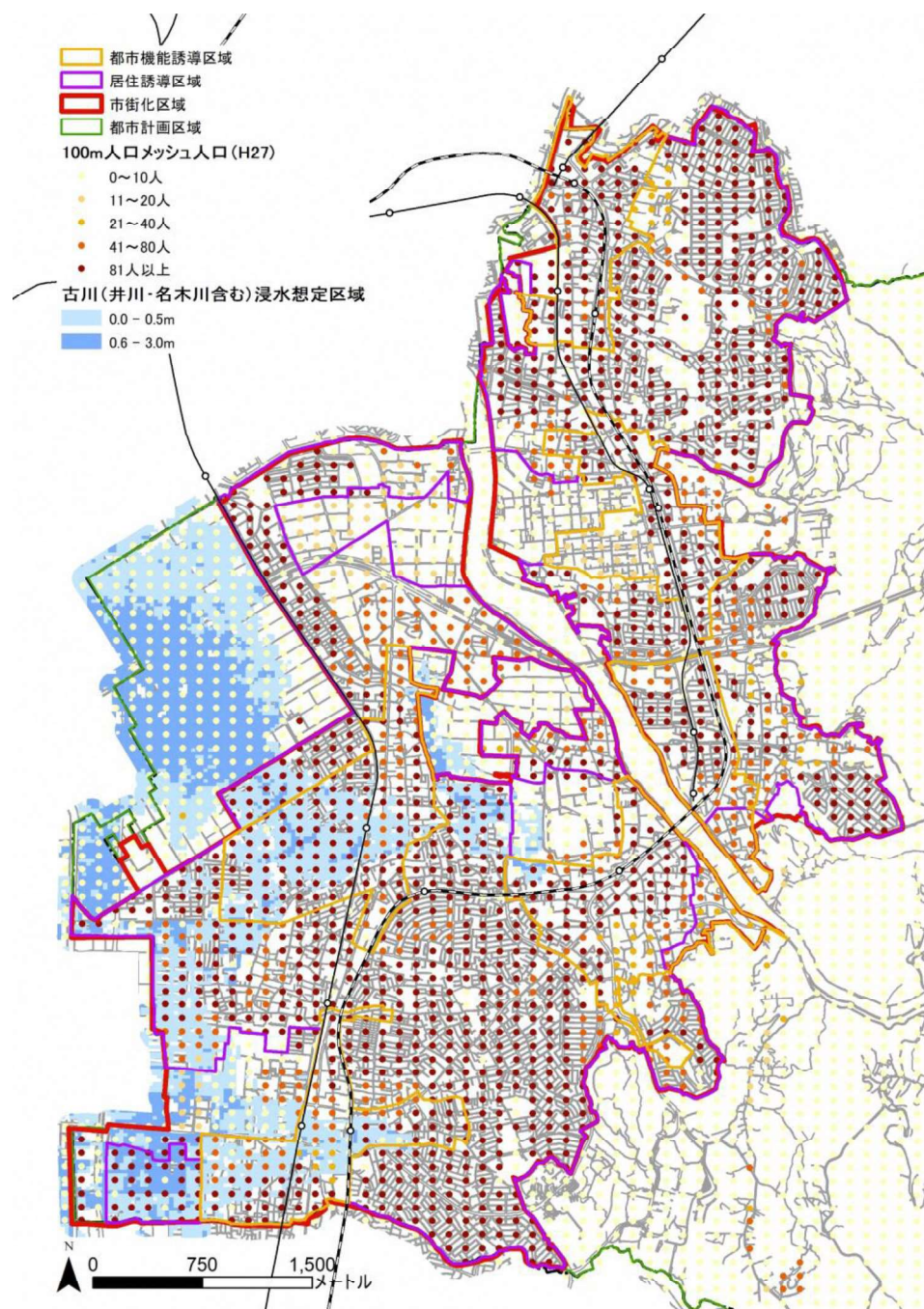
堂ノ川洪水浸水深と人口密度

※堂ノ川の想定最大規模降雨(1時間雨量147mm)



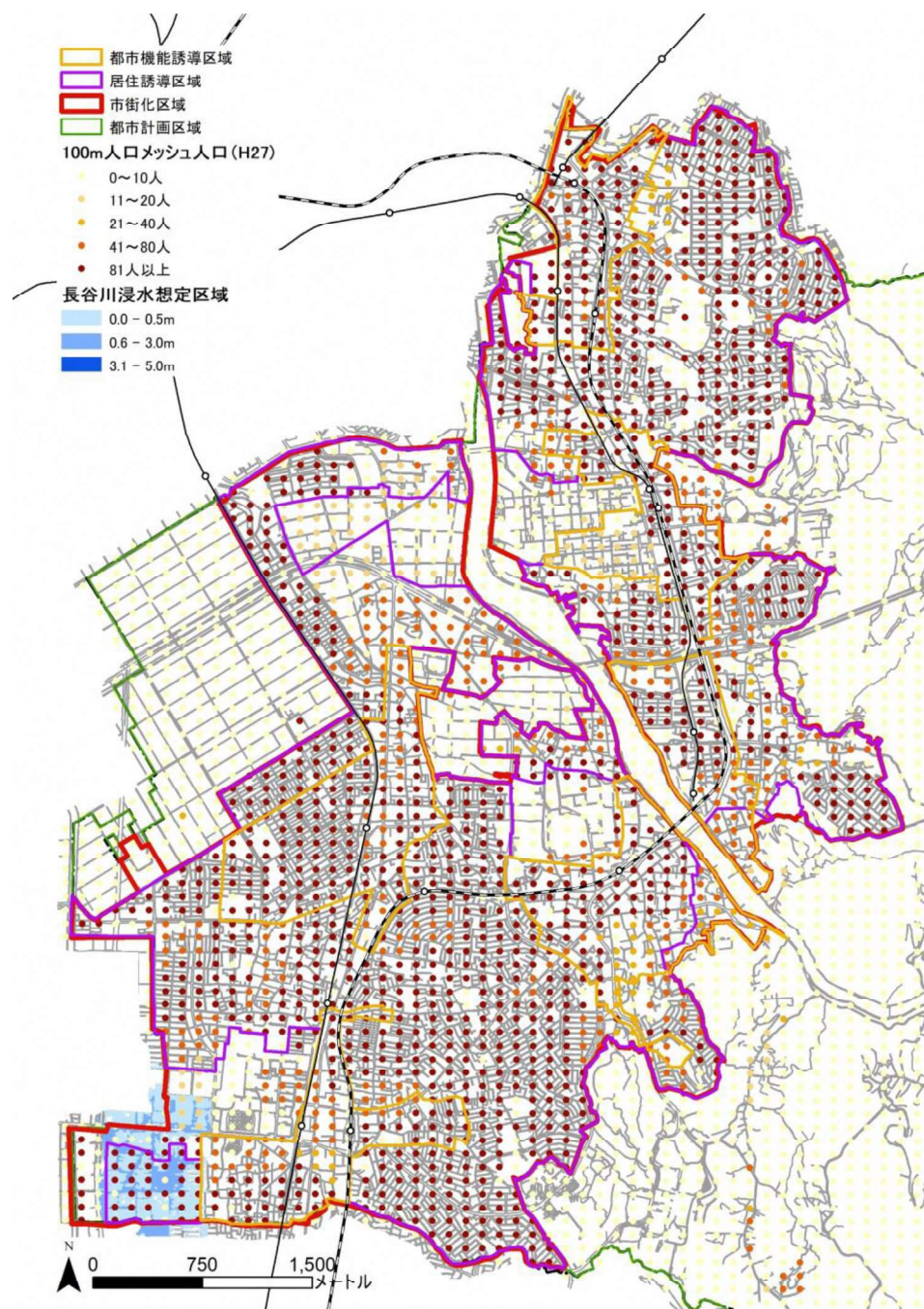
弥陀次郎川・戦川・新田川洪水浸水深と人口密度

※弥陀次郎川・戦川・新田川の想定最大規模降雨(1時間雨量147mm)



古川（井川・名木川含む）洪水浸水深と人口密度

※古川(名木川・井川含む)の想定最大規模降雨(2時間総雨量225mm)

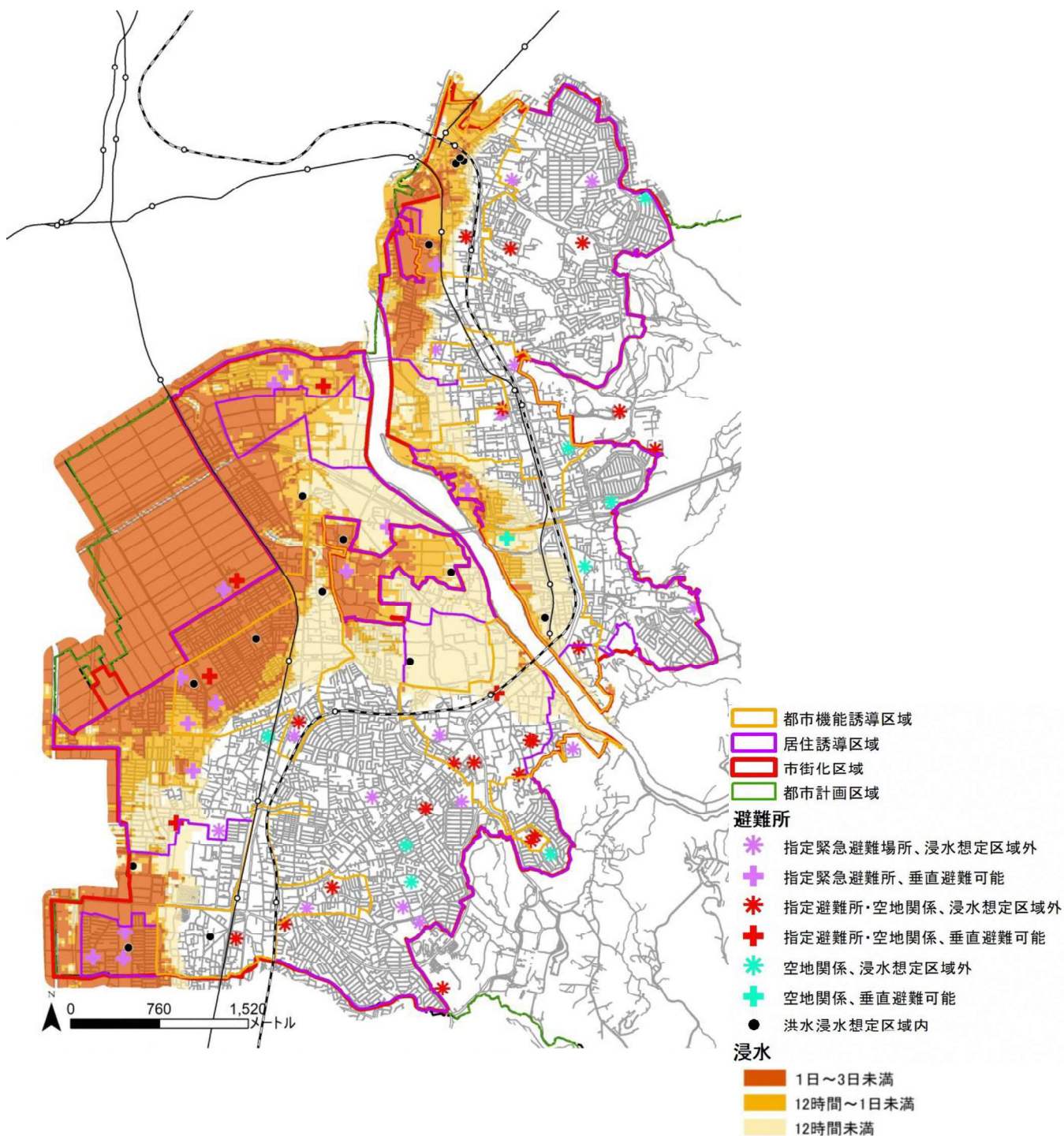


長谷川洪水浸水深と人口密度

※長谷川の想定最大規模降雨(1時間雨量146mm、総雨量346mm)

○浸水継続時間（想定最大規模降雨）と避難所分布

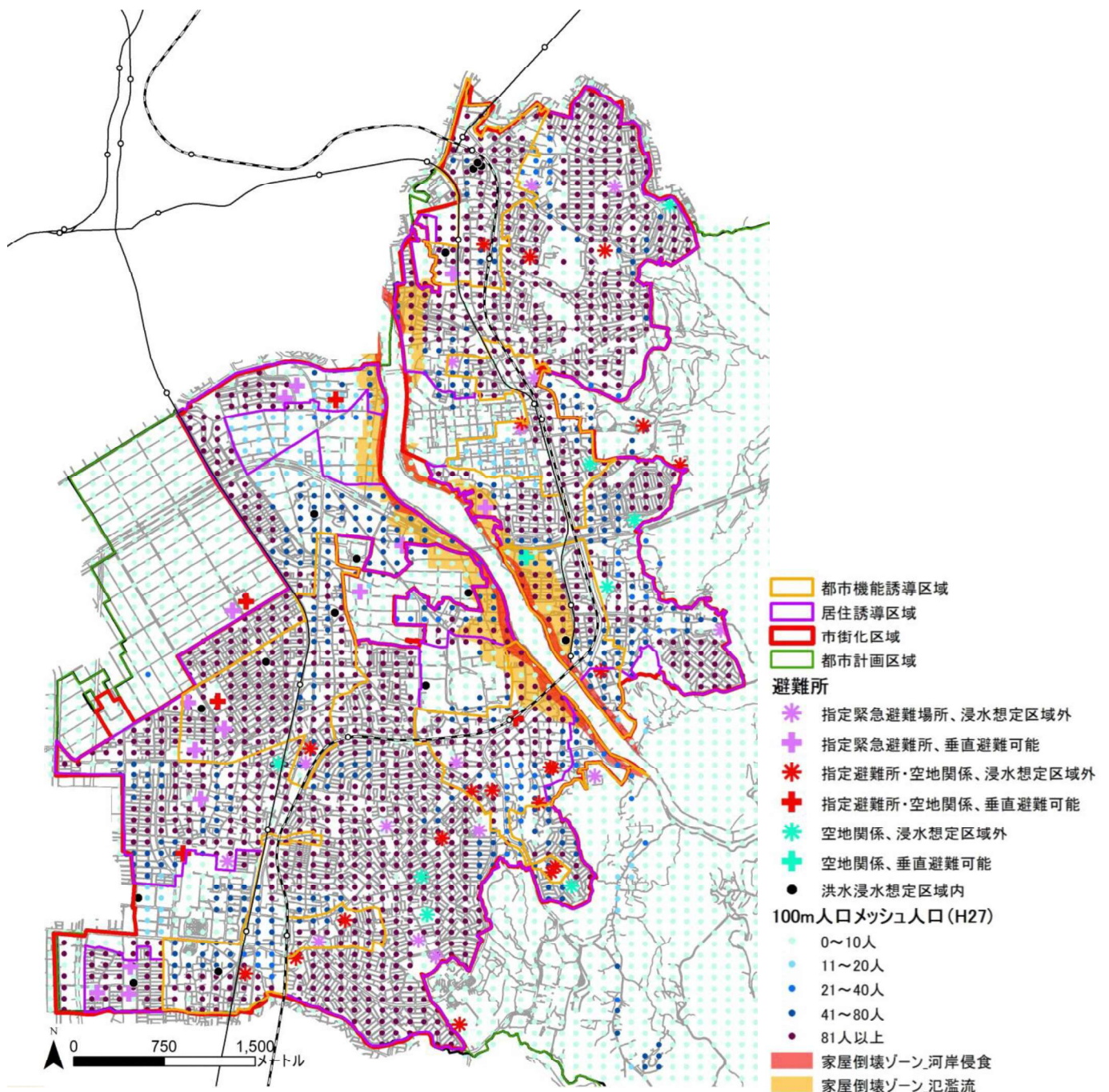
想定最大規模降雨の場合、浸水が1日以上継続する区域が広がっており、その区域に指定避難所も立地しています。長期間の浸水により指定避難所が孤立した場合、避難所に備蓄する物資のみでは物資が不足する可能性があります。



宇治川・木津川浸水継続時間（L2 想定最大規模 1/1000）と避難所分布

○家屋倒壊等氾濫想定区域と人口密度

宇治川沿岸に家屋倒壊等氾濫想定区域が広がっております。人口密度の高い地域もありますが、宇治川の堤防強化(浸透、浸食対策)は実施済となっています。



家屋倒壊等氾濫想定区域と人口密度分布

※家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

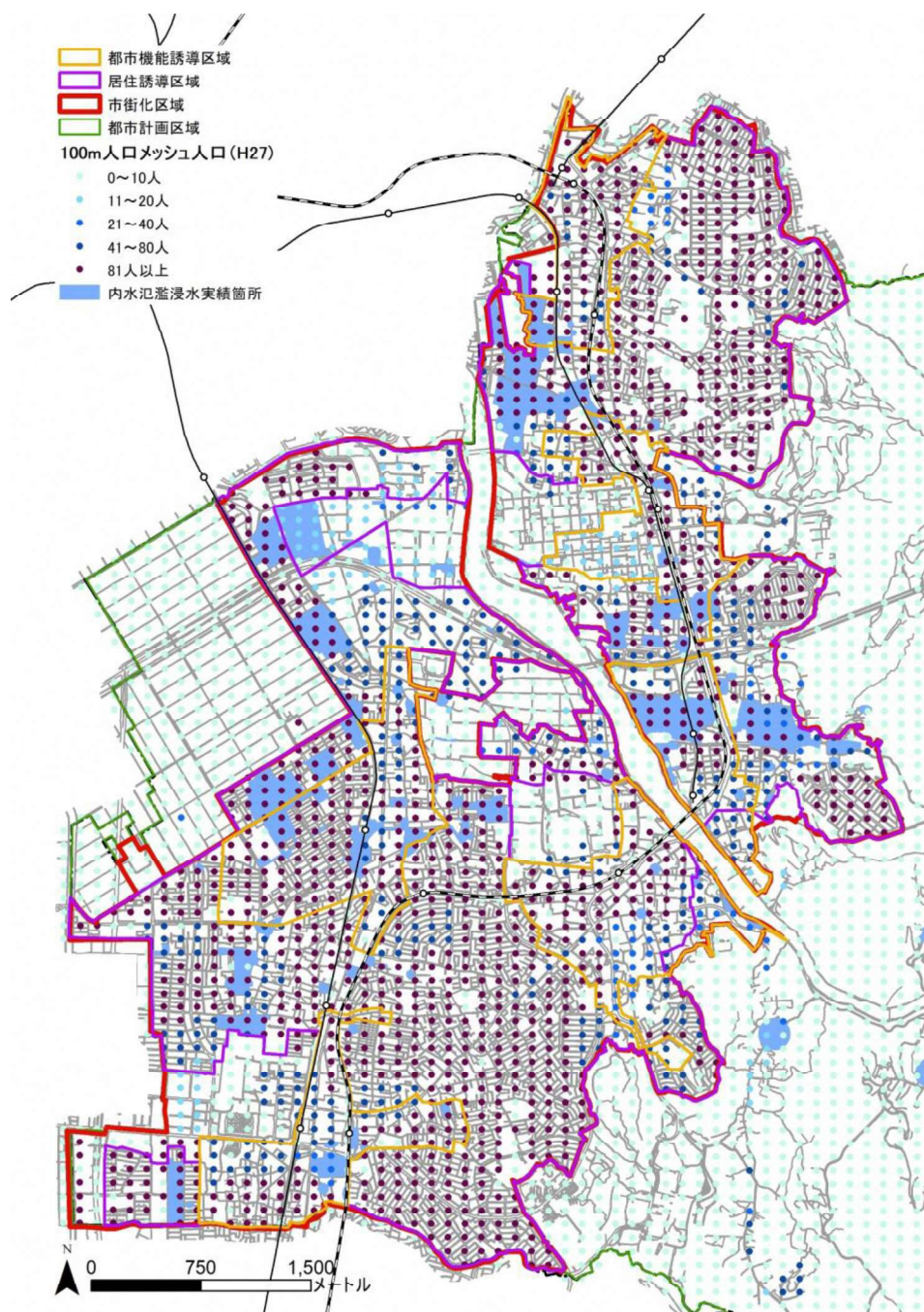
洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

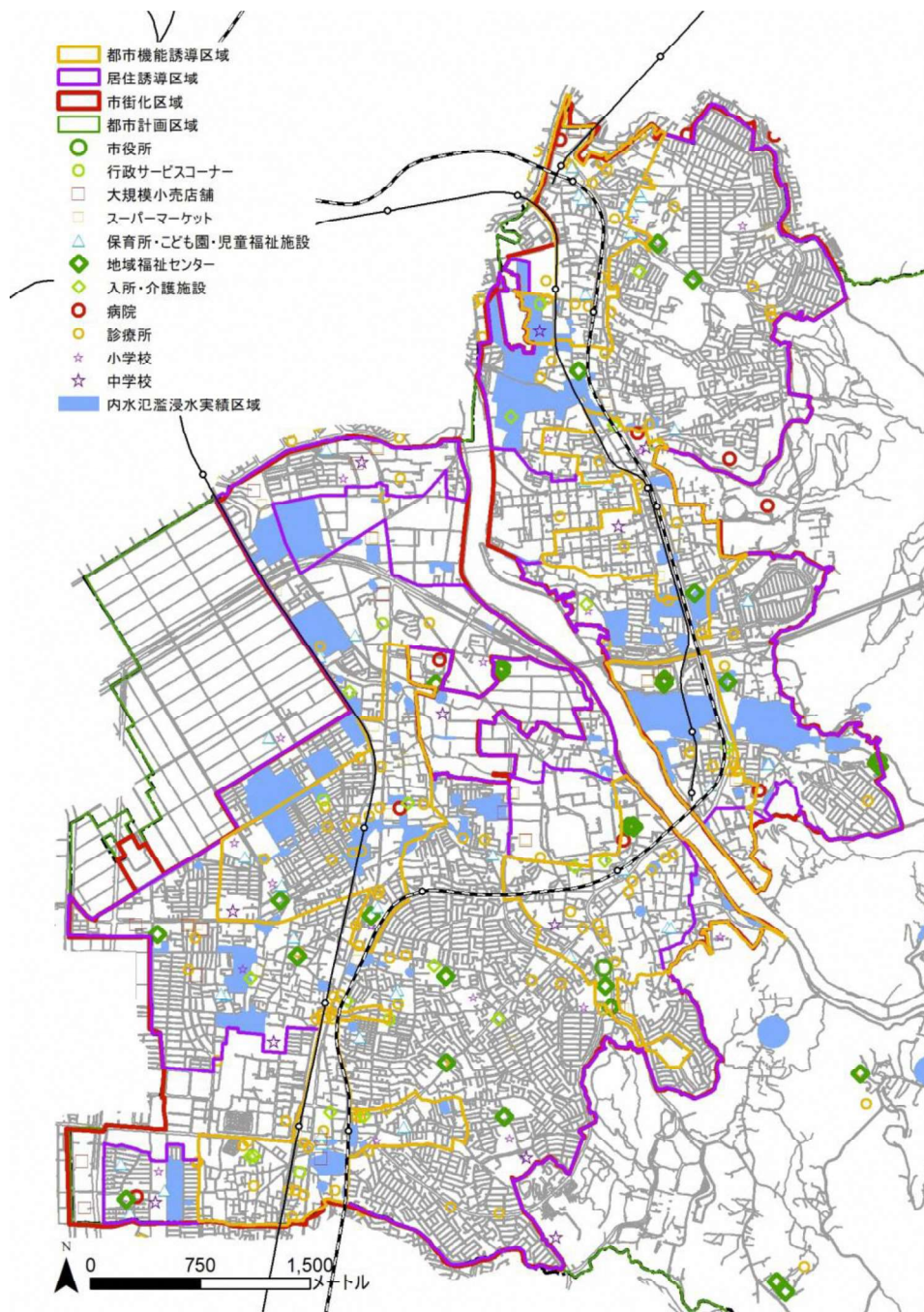
河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

③内水

内水氾濫浸水実績箇所は河川の周辺や地盤高の低い箇所に広がっています。また、人口密度の高い地域、都市機能が立地している地域にも広がっています。



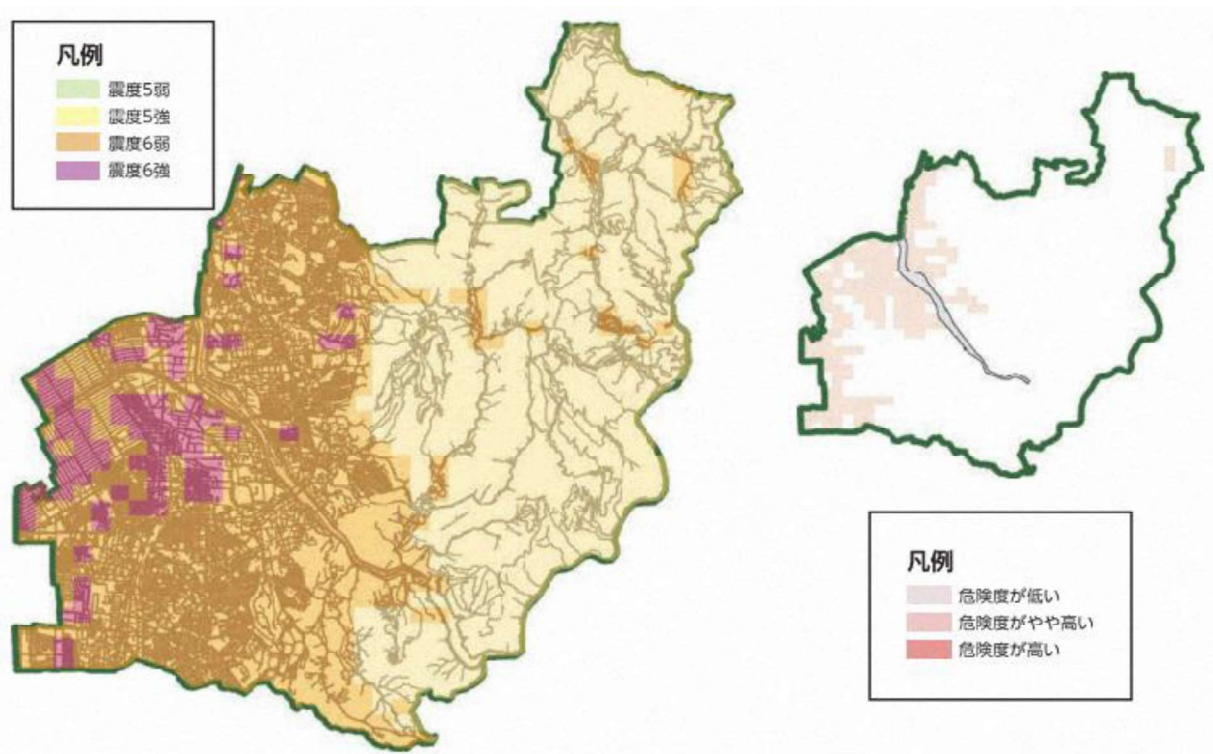
内水氾濫浸水実績箇所と人口密度分布



内水氾濫浸水実績箇所と都市機能分布

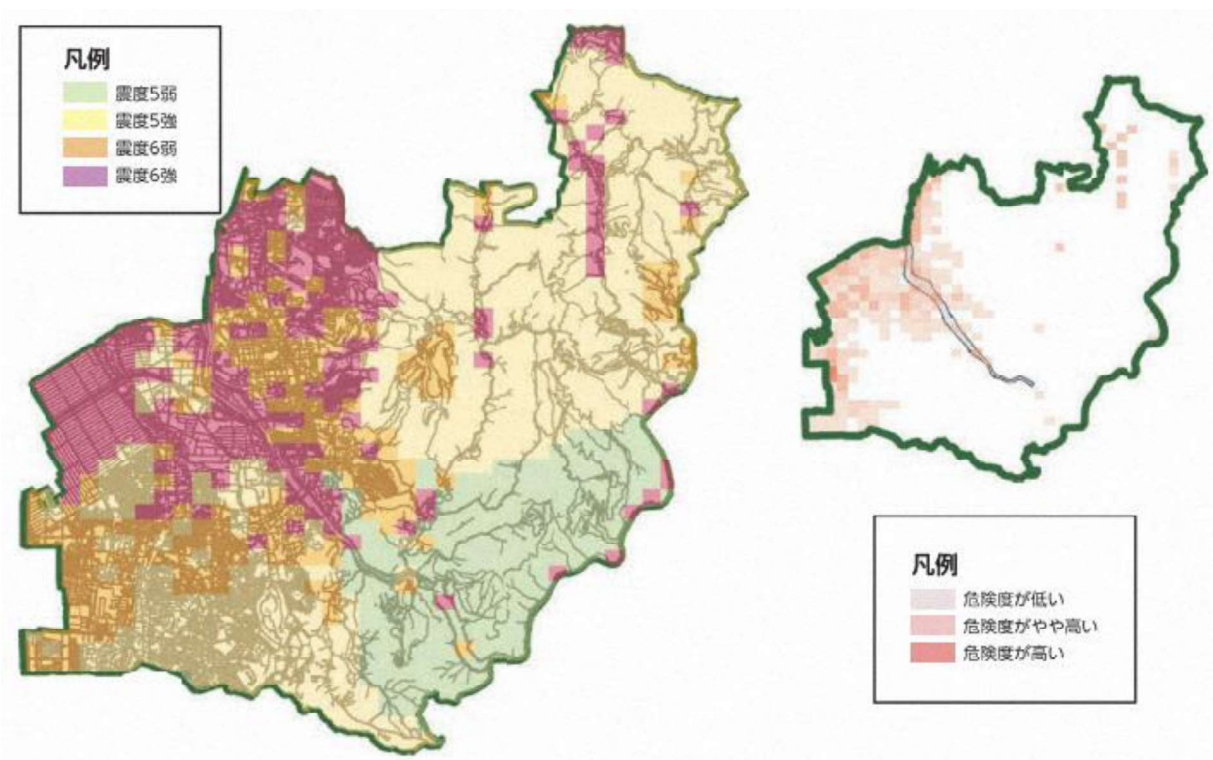
④地震

南海トラフ地震や黄檗断層地震の危険度が市街化区域の北側や西側において高くなっています。



南海トラフ地震震度分布図

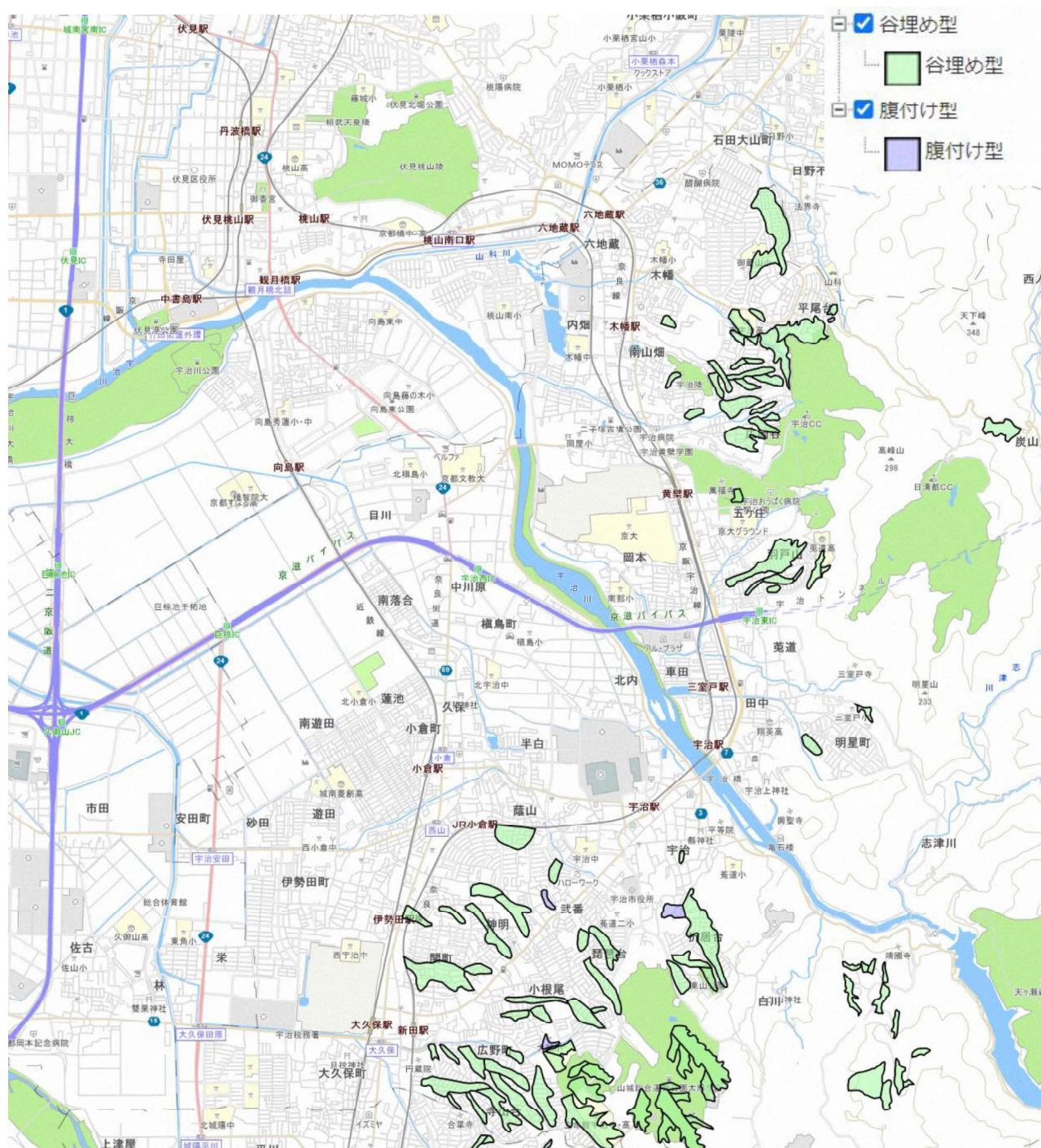
(出典:宇治市くらしの便利帳)



黄檗断層地震震度分布図

(出典:宇治市くらしの便利帳)

大規模造成盛土が市街化区域の東側に点在しており、今後、現地調査、防災区域の指定等を進めていく予定となっています。



大規模造成盛土の状況

(出典：京都府・市町村共同統合型地理情報システム)

(4) 課題の整理

①土砂災害

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域等が市街化区域内に点在しており、避難情報の発信、土地利用の規制、住民の防災意識の向上など総合的な対策を進める必要があります。

②洪水、内水

- ・想定最大規模降雨による浸水想定区域は人口密度の高い地域、都市機能が立地している地域にも広がっており、事前周知の方法などの対策を進める必要があります。
- ・浸水が長時間継続することが想定される地域に指定避難所が多数立地しており、時間軸を意識した対策が必要です。
- ・内水氾濫浸水実績箇所は、人口密度の高い地域、都市機能が立地している地域にも広がっており、対策を進める必要があります。

③地震

- ・地震時の危険度の高い地域が広がっており、建物等の耐震化や住宅の安全性向上、住民の防災意識の向上など総合的な対策を進める必要があります。

(5) 防災指針における将来像と取組方針

①将来像

本指針においては、都市計画マスタープランに掲げた防災に関連する次の都市づくりの基本目標を将来像として位置づけます。

『総合的に災害リスクに対応できる都市づくり』

②取組方針

〈共通〉

- ・災害危険性などの情報の啓発など、適切な避難が行えるソフト施策を推進します。

〈土砂災害〉

- ・災害リスクの程度に応じて規制や誘導など適切な土地利用施策を進めます。
- ・土砂災害特別警戒区域は、居住誘導区域に含めません。

〈洪水、内水〉

- ・河川整備や雨水関連施設の整備等、浸水を抑制するためのハード対策を推進します。
- ・防災意識の向上や避難体制の整備・強化などにより適切な避難を推進します。
- ・長期にわたる避難生活においても安心して避難できる体制を構築します。

〈地震〉

- ・防災意識の向上や避難体制の整備・強化、住宅の安全に関する取り組みを進めます。

(6) 具体的な取組

具体的な取組については、地域防災計画等に基づく取組と連携を図り以下のとおり設定します。

	取組み			実施主体	実施時期の目標		
					短期	中期	長期
共通	災害リスク低減(ソフト)	災害リスクの啓発	・ハザードマップ等を活用した災害リスク ・避難方法の事前周知・啓発	市	→	→ 継続実施	→
		適切な情報伝達	・多様な情報伝達手段の充実	国・府・市	→	→ 継続実施	→
		防災力の向上	・自主防災組織の活動促進・支援	市・市民	→	→ 継続実施	→
			・企業等との防災協定の締結	市・事業者	→	→ 継続実施	→
		避難体制の充実	・備蓄物資の供給体制の整備	市	→	→ 継続実施	→
土砂災害	災害リスク回避	開発規制・土地利用誘導	・土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限、建築物の構造制限	府・市	→	→ 継続実施	→
			・土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域における立地適正化計画制度による建築・開発行為の届出	市	→	→ 継続実施	→
	災害リスク低減(ソフト)	土砂災害対策	・土砂災害特別警戒区域における既存建築物の土砂災害対策改修支援	市	→	→ 継続実施	→
			・宅地造成工事規制区域におけるパトロールの実施	市	→	→ 継続実施	→
		防災力の向上	・要配慮者利用施設における避難確保計画の策定支援	市・事業者	→	→ 継続実施	→
洪水、内水	災害リスク低減(ハード)	河川整備	・河川改修の推進(宇治川・木津川)	国	→		
			・河川改修の推進(古川・井川・名木川・堂の川(木幡池)・弥陀次郎川・戦川・新田川)	府	→		
		雨水関連整備	・公共下水道(雨水)施設の整備・再構築(目川貯留管・堀池貯留管・西大久保小調整池)	市	→		
			・排水路の整備、改良	市	→		
			・雨水貯留施設の整備	市	→		
			・開発等における雨水流出抑制対策	市・事業者	→	→ 継続実施	→
	災害リスク低減(ソフト)	適正な河川管理	・樋管・樋門及び排水機場の適正な操作及び管理	市	→	→ 継続実施	→
		防災力の向上	・自治会によるタイムライン策定支援	市・市民	→	→ 継続実施	→
			・要配慮者利用施設における避難確保計画の策定支援	市・事業者	→	→ 継続実施	→

※実施時期(短期:概ね5年程度、中期:概ね10年程度、長期:概ね20年程度)

	取り組み			実施主体	実施時期の目標		
					短期	中期	長期
地震	災害リスク低減 (ハード)	住宅の耐震化	・住宅耐震化の促進	市	→		
			・市有建築物の耐震化	市	→		
		インフラの耐震化	・緊急輸送道路の耐震化 (無電柱化、橋梁の耐震化等)	国・府・市	→		
			・上下水道の耐震化	市	→		
	災害リスク低減 (ソフト)	防災力の向上	・防災フェアや防災訓練等での知識普及と意識啓発	市	→	→ 継続実施	→

※実施時期(短期:概ね5年程度、中期:概ね10年程度、長期:概ね20年程度)



(1) 山間集落地について

宇治市の東部を占める広大な山間地域は、宇治川の上流を中心に豊かな自然が残された地域であり、市民の貴重な財産として、この豊かな自然を全市民によって守っていく必要があります。また、これらの自然環境のなかで、市民生活や農業をいとなむ暮らしをしている山間集落地があり、それぞれの地域の文化・歴史が育まれています。

(2) 山間集落地の特徴

- ・山間地域は都市計画区域外の炭山、二尾、池尾、東笠取、西笠取の5地区からなり、それぞれの地区の特徴を活かし地区ごとにまとまりながら暮らしています。
- ・市街化調整区域の集落地は、志津川と白川の2地区があります。
- ・東笠取では自然農法が取り組み、西笠取では自然をふんだんに取り込んだ野外活動センターであるアクトパル宇治など、魅力の発信がされています。
- ・炭山は昭和の後半になって京都市内から京焼の伝統を持つ工芸家が相次いで炭山に陶窯を移し、各種の陶器を生む工芸家の集落が形成されており、陶芸等の資源を活用して地域の活性化を図っている地域です。
- ・志津川は、自然豊かな風情ある落ち着いたたたずまいを持っている地域です。
- ・白川は白壁のまちなみがあるとともに、白川金色院跡による棚田状の田畑や茶畑と周辺集落、それを取り囲む里山が一体となった景観が形成された地域です。

(3) 山間集落地の暮らしについて

山間地域の豊かな自然環境や、アクトパル宇治、東海自然歩道などの観光・レクリエーション資源、炭山の工芸のいとなみは、宇治市全体にとって魅力であり市民の貴重な財産です。

これらの既存集落地の暮らしについては、都市計画マスタープランの将来都市構造の基本的な考え方に即して、自然に囲まれた住宅地としての土地利用を維持しつつ、住環境の向上をめざします。

○レクリエーション資源の活用と地域間交流の促進

- ・市民の散策やレクリエーションの場、そして地域の活性化を図るため、アクトパル宇治、東海自然歩道などの観光・レクリエーション資源や炭山の工芸のいとなみを活用した地域間交流の促進を進めます。

○伝統的な集落環境と景観の保全・整備

- ・白川周辺の山間集落地では農業の保全を前提としながら、ゆとりある田園居住空間の創出をめざします。また、金色院跡などの歴史的遺産を活かし、生垣などの身近なみどりが十分に配された伝統的な集落環境と景観の保全・整備に努めます。また、地域の発展のため、市街化調整区域の性格を変えない範囲で住環境の維持や秩序ある土地利用を住民と協働で検討します。

○落ち着いたたたずまいを持つ農業集落地の維持・保全

- ・志津川に点在する農業集落や既存の住宅地は、風情ある蔵の風景や生垣などのみどりが多く、落ち着いたたたずまいを持っていることから、住環境の維持や秩序ある発展など地域振興に向けたまちづくりは、市街化調整区域の性格を変えない範囲で、地区計画その他の手法の活用について、地元とともに検討を進めます。

○地域に必要な移動手段確保への支援

- ・地域に必要な移動手段を確保するため、地域住民の主体的な取組に対して、既存公共交通との整合を図りながら、その運営に関する支援を行います。

○パートナーシップによるまちづくり活動の推進

- ・山間地域では人口が少なく少子高齢化が進んでいるため、市民と行政が連携したまちづくりを進めることが重要です。宇治市では、地域の将来のまちの姿を共有し、住民によるまちづくり活動を支援します。
- ・炭山地区の地域住民によるまちづくり活動として、笠取第二小学校区で地域の活性化と児童数増加に向け、学校とともに親子留学などの取組を進めています。また、すべての人が豊かな自然環境を活かし安心して楽しく住み続けられるまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。
- ・白川地区の地域住民によるまちづくり活動として、良好な景観づくりや、歴史文化の継承および茶業の振興などに向けまちづくりを進めています。
- ・志津川地区の地域住民によるまちづくり活動として、みどり豊かな美しい自然を活かし、生涯助け合って生きていけるまちづくりを目指しています。

(4) 山間集落地の防災の方針

山間集落地の地域づくりを実現するため、防災の方針を以下のとおり整理します。

○土砂災害への対応

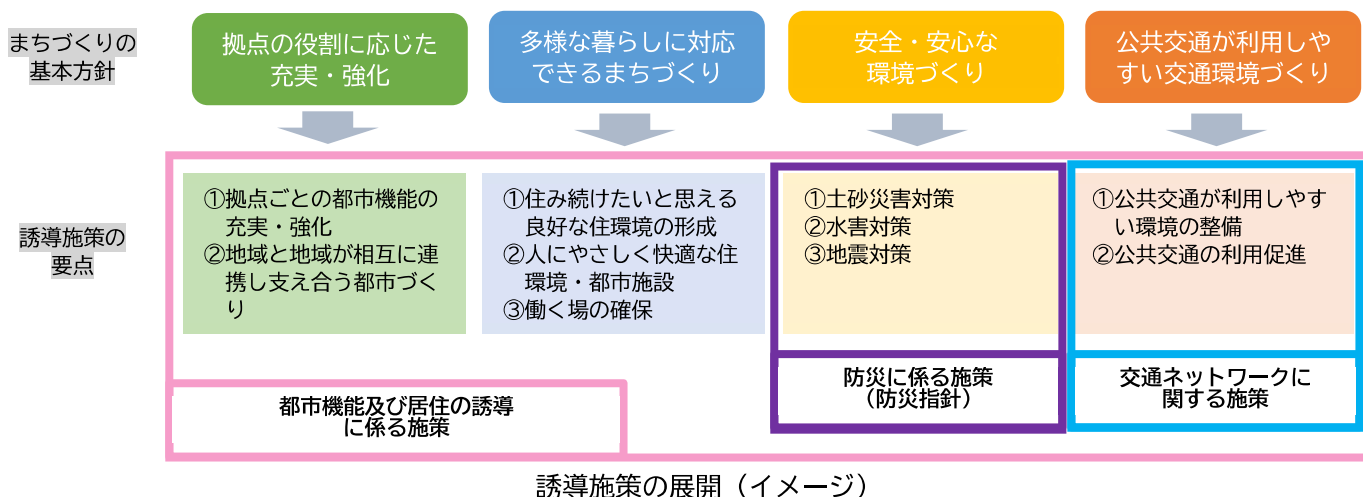
- ・山間地域は大部分が山林で占められており、土砂災害の危険性が存在しています。土砂災害特別警戒区域をはじめ土砂災害の危険性がある地域では京都府南部地域豪雨災害において大きな被害がでていることから、関係機関と連携し土砂災害対策に努めます。

○災害リスクの情報共有

- ・地域内には、土砂災害や水害のリスクの高い地域があります。ハザードマップなどを用いて、土砂災害や水害の危険性のある地域であることを市民に周知・啓発するとともに、災害時には京滋バイパス、府道、市道などそれぞれの管理者を超えて地域アクセス道路の通行状況などの情報の共有に努めます。

(1) 誘導施策の方向性

居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施設を定めるとともに、居住誘導区域及び都市機能誘導区域への機能誘導にかかる施策とあわせて、その他の区域においても住環境を維持し、将来、人口減少・少子高齢化が進行した地域においても安心して暮らし続けられるための施策に取組み、未来につなげるまちづくりを推進し持続可能なまち・宇治市の実現を目指します。



(2) まちづくりの方針：拠点の役割に応じた充実・強化

①拠点ごとの都市機能の充実・強化

中枢拠点：JR宇治駅・京阪宇治駅周辺

○中央玄関口として独自性を持つ商業環境と豊富な歴史的遺産、将来の発展につながる都市基盤整備の推進を活かした都市空間の創出

・行政、スポーツ、レクリエーション、市民文化、商業、観光などの高次元の都市機能の充実を図るとともに、優れた様々な都市機能が集積する都市空間を形成します。

【施策の一例】

・中宇治地域における多機能・複合施設の整備

○歴史と交流が融合したまちづくりの推進

・宇治川の宇治橋上流域や世界遺産の平等院および宇治上神社周辺を包括する多様な景観が重なり合うエリアを、宇治市民のシンボル景観として継承・保全します。また、国史跡である宇治川堤跡を有するお茶と宇治のまち歴史公園は交流の場や情報発信の場とし、歴史と融合したまちづくりを総合的に推進します。

【施策の一例】

- ・宇治市景観計画
- ・宇治市歴史的風致維持向上計画
- ・第2期宇治市観光振興計画

連携拠点：JR 六地蔵駅、近鉄大久保駅・JR 新田駅周辺

(JR 六地蔵駅)

○周辺市町との一体性や相互効果によるにぎわいと活力ある都市空間の創出

- ・市内だけではなく、広域的な道路ネットワークの構築により、経済活動の活性化や利便性の向上、災害時のリダンダンシーなども含めた防災機能の強化をめざします。

【施策の一例】

- ・新名神開通の機会を活かした道路交通網の充実

○北の玄関口にふさわしい都市機能と多様な鉄道網を活かした交通結節機能の充実

- ・連携拠点として、鉄道駅と連携した快適な歩行空間の充実を図るなど、回遊できるまちづくりに努めるとともに、市民の商業ニーズの変化を踏まえ地域の特色を活かした魅力ある商業・業務集積を誘導します。また、道路や鉄道駅、活動の拠点など、地域特性を活かした整備により地域の活性化をめざします。

【施策の一例】

- ・まちづくりの拠点となる駅周辺整備の推進(JR 六地蔵駅)
- ・都市計画手法等の活用(地区計画)

(近鉄大久保駅・JR 新田駅周辺)

○周辺市町との一体性や相互効果によるにぎわいと活力ある都市空間の創出

- ・市内だけではなく、広域的な道路ネットワークの構築により、経済活動の活性化や利便性の向上、災害時のリダンダンシーなども含めた防災機能の強化をめざします。

【施策の一例】

- ・新名神開通の機会を活かした道路交通網の充実

○南の玄関口にふさわしい地域資源を活かしたまちづくりの推進

- ・近鉄大久保駅および JR 新田駅周辺では、交通の利便性を活かし歩いて楽しいまちづくりをめざし、鉄道駅と連携した快適な歩行空間づくりを検討するとともに、既存商店街の充実などにぎわいを創出することができる土地利用を誘導します。

【施策の一例】

- ・まちづくりの拠点となる駅周辺の交通結節機能の検討

地域拠点：近鉄小倉駅、JR 黄檗駅・京阪黄檗駅周辺

(近鉄小倉駅)

○まちの良さを活かした、新たな魅力をもった都市空間の創出

・既存商店などが並ぶ近鉄小倉駅周辺では、个性的で特色ある生活と商いが融合した活気あるまちをめざすとともに、地域拠点としてふさわしい機能を集め、駅を中心とした暮らしやすいまちをめざすため、民間事業者の活力も活用し、土地の利用の高度化を図るなど、人を集める新たな魅力の創出を検討します。また、西小倉地域においては、児童の減少により小学校の単学級化が発生している状況にあり、3つの小学校(西小倉小学校・北小倉小学校・南小倉小学校)と西小倉中学校を統合した施設一体型の小中一貫校を整備し、さらに、地域の学びや交流を担ってきた学校の跡地については、将来に渡って西小倉及び宇治のまち全体が活性化するような跡地活用となるよう検討します。

【施策の一例】

- ・近鉄小倉駅周辺地区まちづくり関連事業(基本計画の策定：駅前広場・自由通路整備など)
- ・(仮称)西小倉地域小中一貫校の整備とその跡地活用の検討

○駅舎、駅前広場の整備を主とする近鉄小倉駅の利便性向上

・まちの玄関にふさわしいにぎわいのある駅前空間となるよう近鉄小倉駅周辺の整備を関係機関と連携し進めます。また、個性ある駅東西の地域を連絡することでまちの活性化につなげるとともに水害など災害時の避難通路とするなど防災力向上を検討します。

【施策の一例】

- ・まちづくりの拠点となる駅周辺整備の推進(近鉄小倉駅)

○駅周辺整備と合わせた交通環境や住環境の改善、にぎわいの創出

・駅までのアクセス経路整備や交通渋滞の解消につながる道路改良を検討することの他、駅周辺の小規模商業施設の振興や商業施設などで創出されたにぎわいの沿道への拡大をめざします。また、住宅が密集している区域では、必要な都市基盤等のありかたを検討するなど、安全で暮らしやすい住宅地をめざします。

【施策の一例】

- ・近鉄小倉駅周辺地区まちづくり関連事業(基本計画の策定、駅前広場・自由通路整備など)
- ・地籍調査事業(西小倉)の推進

(JR 黄檗駅・京阪黄檗駅)

○歴史・文化、文教施設のある地域の特徴を活かした都市空間の創出

・景観計画などにより現在の趣ある景観の保全に努めるとともに、近接する各種教育施設等との連携を図ることによって、落ち着いたあるより良い教育・居住環境づくりをめざします。

【施策の一例】

- ・(仮称)宇治市乳幼児教育・保育支援センターの整備

○すべての人にやさしい歩くことが楽しくなる交通環境整備

- ・高齢者や障害者をはじめとするすべての人が利用しやすい公共交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、歩行者・自転車の安全性、快適性の向上をめざします。

【施策の一例】

- ・JR 黄檗駅周辺整備関連事業

ものづくり産業拠点：榎島地区、大久保地区、宇治地区

○地域の特性に応じた工業地の土地利用の誘導

- ・地域経済の活性化、働く場の確保などの観点から、地域貢献をめざしたものづくり産業拠点づくりを推進します。

【施策の一例】

- ・宇治市産業戦略(改訂版)

②地域と地域が相互に連携し支え合う都市づくり

○各地域が連携・補完し、まちの資源が共有できる都市づくりの推進

- ・各地域が持っている役割を活かした上で、今ある資源を有効に活かしつつ、まちとして必要な都市機能を鉄道・道路などのネットワークにより連携・補完し、まちづくり活動における協働や連携を推進することで将来につながる都市づくりを進めます。

【施策の一例】

- ・都市計画手法等の活用(宇治市まちづくり・景観条例)

(3) まちづくりの方針：多様な暮らしに対応できるまちづくり

①住み続けたいと思える良好な住環境の形成

○良好な居住環境の整備

- ・子育て世帯を対象にした市営住宅の特定目的優先入居や、子育て世帯や高齢者世帯など住宅確保要配慮者を支援する補助制度などを活用し、良好な居住環境の整備をめざします。

【施策の一例】

- ・空き家活用子育て世帯住宅確保支援事業(三世帯近居住宅支援事業補助金)
- ・住宅確保要配慮者支援事業(住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修補助金)
- ・市営住宅の子育て世帯等の特定目的優先入居

○多様な住まい方に対応した質の高い住宅地の誘導

- ・ライフスタイルに合わせた生活利便施設の整った快適な住宅地や、まちなみや景観を大切にしたい住宅地の創出を誘導します。

【施策の一例】

- ・空き家活用促進まちづくり支援事業(空き家活用アドバイザー業務補助金)

○誰もが住みやすい居住環境の形成

- ・誰もが住みやすいまちをつくるため、地域全体で人を支える体制を構築し、人と人、人と地域等が世代を超えてつながり、互いの価値観を共に認め合い、支えあうまちを目指します。また、地域が地域住民にとって住みやすい場所となるよう、地域で活動する住民同士のつながりなど、地域力を育む仕組みづくりを進めます。

【施策の一例】

- ・空き家活用促進まちづくり支援事業(地域コミュニティスペース創生事業補助金)
- ・市民活動の拠点となる複合・多機能型の公共施設の整備

○市民のシンボル景観の保全・継承

- ・宇治川の宇治橋上流域や世界遺産の平等院および宇治上神社周辺を包括する多様な景観が重なり合う一帯を、宇治市民のシンボル景観として保全・継承に努めます。

【施策の一例】

- ・歴史的風致維持向上計画
- ・名勝宇治山の指定
- ・第2期宇治市観光振興計画

○豊かな自然的環境と調和のとれた土地利用の誘導

- ・市街地に隣接する丘陵のみどりなどの自然的環境については、風致地区や近郊緑地保全区域などの制度の適用や条例などを活用して、その保全に努めます。また、市街地内のみどりの空間である生産緑地は、引き続き、保全・活用を図るため、特定生産緑地の指定に努めます。

【施策の一例】

- ・都市計画手法等の活用(宇治市まちづくり・景観条例)
- ・都市計画手法等の活用(特定生産緑地の指定)

○市街化調整区域の良好な自然環境や優良な農地、既存集落の住環境

- ・マスタープランやその他上位計画に即し、市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の性格を変えない範囲で、住環境の維持や秩序ある発展など、地域振興に向けたまちづくりについて、地区計画その他の手法を活用することについて、地元とともに検討を進めます。

【施策の一例】

- ・都市計画手法等の活用(市街化調整区域の地区計画等の検討)

②人にやさしく快適な住環境・都市施設

○すべての人にやさしい歩くことが楽しくなる交通環境整備

- ・高齢者や障害者をはじめとするすべての人が利用しやすい公共交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、歩行者・自転車の安全性・快適性の向上をめざします。

【施策の一例】

- ・宇治市交通バリアフリー全体構想
- ・JR 黄檗駅周辺整備関連事業

○子育て等の都市施設の維持・誘導

- ・まとまりのある市街地を実現するため、社会経済の動向を踏まえ、子育て、教育・文化施設等の適正な水準をめざします。また、施設一体型の小中一貫校を整備し、義務教育9年間を通して、児童生徒の発達段階に応じた系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行い、学力の充実向上を図るとともに、豊かな人間性や社会性を育んでいきます。

【施策の一例】

- ・(仮称)宇治市乳幼児教育・保育支援センターの整備
- ・(仮称)西小倉地域小中一貫校の整備とその跡地活用の検討
- ・都市計画手法等の活用(都市機能誘導区域)

○住宅ストック等を活用した子育て世帯の住環境の整備

- ・放課後の子どもの安全な居場所づくりを推進するため、空き家などをはじめとした住宅ストック等を有効活用して、子どもが身近な地域で遊んだり学習することができる場や、地域との交流ができる場の確保に努めます。

【施策の一例】

- ・地域資源の活用による遊びや学び、交流の場の確保
- ・民間施設の有効活用

○医療、福祉等の都市サービス施設の維持・誘導

- ・まとまりのある市街地を実現するため、社会経済の動向を踏まえ、医療・福祉施設等の適正な水準をめざします。

【施策の一例】

- ・宇治市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
- ・都市計画手法等の活用(都市機能誘導区域)

③働く場の確保

○住宅と工場等が近接する地区における周辺環境との調和を図った操業環境の確保

(職住近接のまちづくり)

- ・住宅と工業等が近接している地域については、土地利用方針を共有することで周辺環境との調和を図りつつ、既存工場の操業環境を確保し、住宅と共存する工業地をめざします。

【施策の一例】

- ・都市計画手法等の活用(居住誘導区域)

○地域経済の活性化やものづくり産業の発展に資する操業環境の維持・確保

- ・地域経済の活性化、働く場の確保などの観点から、工業地域、準工業地域の土地利用の状況を踏まえ、産業集積地として機能の維持・充実を図るべきエリアについては、地域貢献をめざしたものづくり産業拠点づくりを推進します。

【施策の一例】

- ・宇治市産業戦略(改訂版)

(4) まちづくりの方針：安全・安心な環境づくり

①土砂災害

○災害リスクの程度に応じた規制・誘導

- ・都市の歴史的な形成の経緯や公共交通基盤の発展・整備の水準、土地利用の形態などを考慮し、災害リスクを踏まえたまちづくりを進めます。災害リスクが高い地域などは、災害リスクの情報を共有した上で、防災・減災対策を併用した総合的かつ多層的な観点から災害リスクも踏まえたまちづくりを進めていきます。

【施策の一例】

- ・開発規制・土地利用誘導
- ・都市再生特別措置法による建築・開発行為の届出

○災害危険性などの情報の啓発など、適切な避難が行えるソフト対策の推進

- ・ハザードマップなどを用いて、市民と浸水や土砂災害の危険性のある地域の情報の共有に努め、災害リスクを踏まえた上で、災害時に安全で速やかな避難や応急復旧活動に対応できるまちづくりを進めます。

【施策の一例】

- ・ハザードマップ等を活用した災害リスク・避難方法の事前周知・啓発

②洪水、内水

○雨水関連施設の整備等、流域治水の推進

- ・近年頻発化・激甚化する水災害に対して、宇治川の治水をはじめとした河川対策に加え、宇治市で進めている雨水貯留施設の整備及び排水路の改修などのハード施策、ソフト施策を市民・事業者・国・府・市といったあらゆる関係者が協働して行うことで、防災・減災対策をめざす治水対策「流域治水」を推進します。

【施策の一例】

- ・雨水貯留施設の整備
- ・開発等における雨水流出抑制対策

○市と市民が一体となって取組む地域防災体制の確立

- ・防災意識の向上のため、災害時の避難行動の確認、防災訓練の実施などの普及・啓発活動の推進や、自主防災組織の育成などによる地域防災体制の確立により市と市民が一体となった防災・減災の取り組み強化を図ります。

【施策の一例】

- ・自主防災組織の活動促進・支援
- ・多様な情報手段の充実

③地震

○建築物の耐震化の促進

・密集した住宅地や緊急車両が進入できない地域では、大地震等によって建物の倒壊や火災等が大規模に発生する恐れがあることから、建築物の耐震化の促進などにより、災害に強いまちづくりを進めます。

【施策の一例】

- ・宇治市建築物耐震改修促進計画
- ・住宅耐震化の促進
- ・市有建築物の耐震化



(5) まちづくりの方針：公共交通が利用しやすい交通環境づくり

①公共交通が利用しやすい環境の整備

○交通結節機能の充実・強化

- ・駅前広場等の整備など交通結節点の強化により商業や都市機能の集積を図り、にぎわいと魅力あるまちの再生を進めます。

【施策の一例】

- ・都市計画手法等の活用(都市機能誘導区域)
- ・まちづくりの拠点となる駅周辺整備の推進(JR 六地蔵駅、近鉄小倉駅)
- ・宇治市公共交通体系基本計画の推進

○観光案内との連携

- ・高齢者や障がいがある方、子育て世帯や外国人観光客にも、安全に安心して観光できる環境を整備します。

【施策の一例】

- ・観光案内の充実

○安全、安心、快適でウォーカブルな空間形成

- ・中枢拠点(JR 宇治駅・京阪宇治駅周辺)や JR 六地蔵駅、近鉄小倉駅周辺など賑わいや回遊性を求められるエリアでは、交通結節点を中心に商業・業務機能の集積とあわせ、人々が行き交う歩行者空間の充実など、回遊できるまちづくりに努めます。

【施策の一例】

- ・JR 六地蔵駅周辺整備関連事業(駅前広場・関連道路整備など)
- ・近鉄小倉駅周辺地区まちづくり関連事業(基本計画の策定、駅前広場・自由通路整備など)
- ・宇治市公共交通体系基本計画の推進

②公共交通の利用促進

○公共交通の利用促進

- ・小・中学生への路線バス等の乗車体験や職業体験、転入者・子育て世帯への利用啓発、企業への通勤時の公共交通利用の呼びかけなど、マイカーからの転換をはじめとした公共交通の利用促進を図ります。また、市内の既存イベントとの連携による利用啓発に取り組みます。

【施策の一例】

- ・学校、企業などに向けた利用啓発の実施
- ・イベント出展等による積極的な情報配信

○地域住民の主体的な取組に対する既存公共交通との整合を図った新たな支援策の検討

- ・移動手段の確保に向けて、新たな移動ニーズへの対応について、既存公共交通を基盤とした、持続可能な手法について検討します。また、地域住民の主体的な取組に対して、既存公共交通との整合を図りながら、その運営に関する支援策を検討します。

【施策の一例】

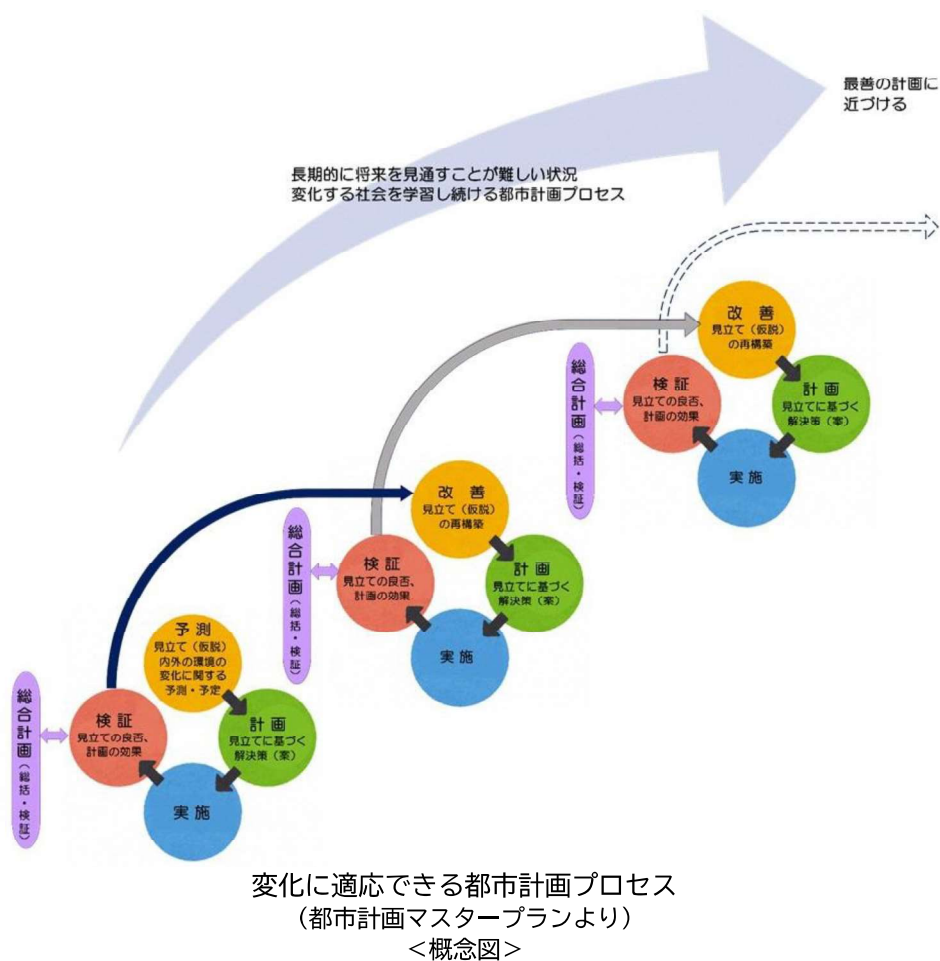
- ・交通空白地有償運送
- ・高齢者買物移動支援事業



(1) 評価の方法について

本計画の推進にあたっては、誘導施策の進捗状況を随時確認するとともに、概ね 5 年毎に計画の評価を行います。

さらに、都市計画マスタープランで示している「変化に適応できる都市計画プロセス」の考え方と整合を図りながら、本プランについても継続的な計画の評価、見直しを行い、計画の改善・充実を図ります。



①定期見直し

- ・総合計画等との見直し時期と整合を図り、概ね 5 年ごとに達成状況評価を実施します。
- ・定量的な評価指標や関連するデータについては、各種計画のデータ公表等を踏まえて達成状況を確認するとともに、評価指標としてより適したものが公表された場合には指標の見直しを検討します。
- ・誘導施策などとして定めている事業や施策について進捗状況を確認し未達成の施策・指標等の要因を分析します。

②随時見直し

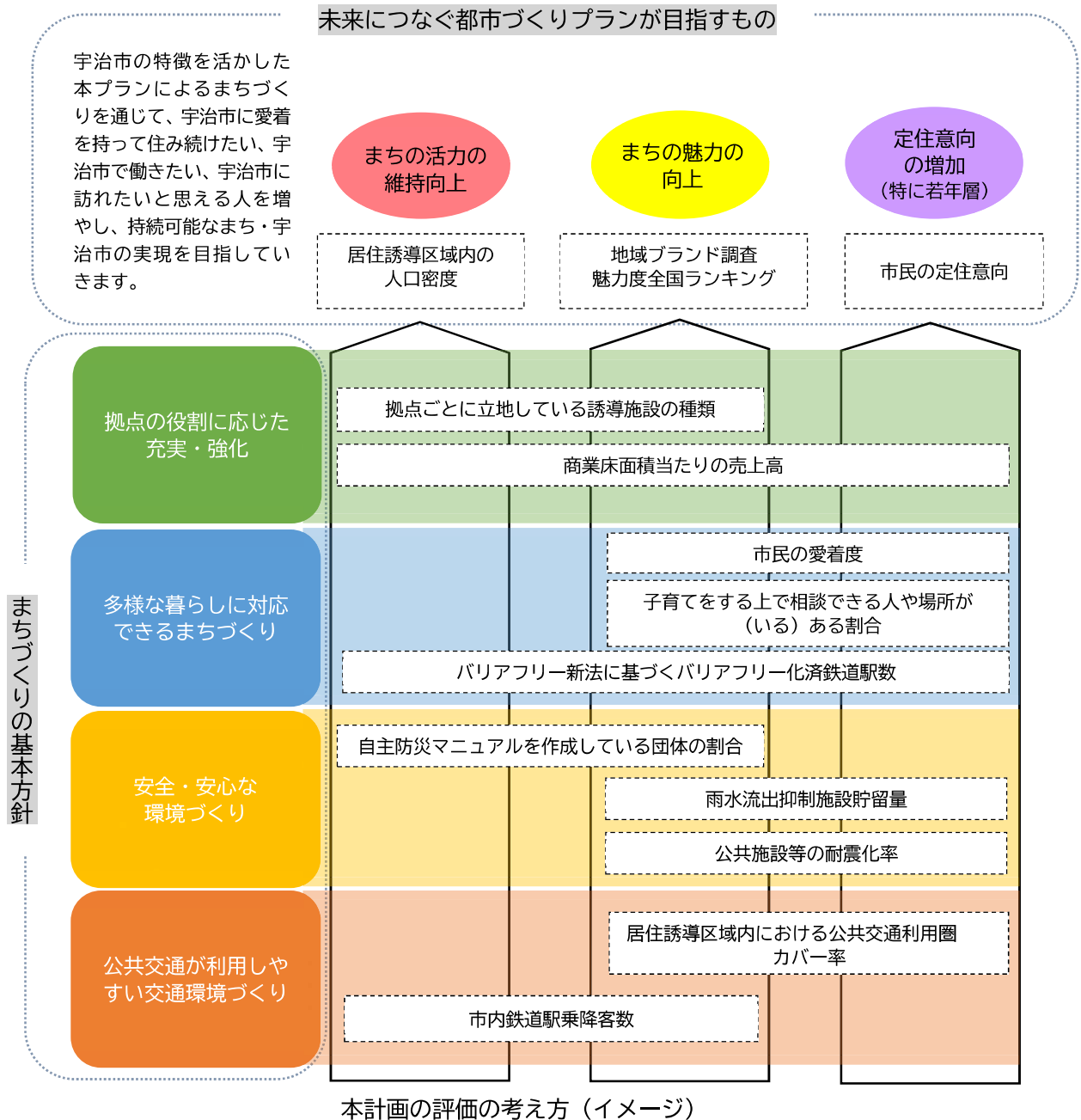
- ・本市の都市計画やまちづくりに大きな影響を及ぼすとみられる社会情勢等の変化や、土地利用の見直しなどの方針転換時は本プランの見直しを検討します。

(2) 評価指標と目標の方向性について

①基本的な考え方

評価指標と目標の方向性の設定に際しては、以下の点を考慮して検討を行います。

- 本計画のまちづくりの方針と紐づけて、どのような評価指標が適切かどうか
- 継続的に算出・計測が可能かどうか
- 本市が目指す都市の将来像を評価・判断できるものであるかどうか



②評価指標と目標値

本プランの計画期間内(2042年までの概ね20年間)の長期的視点においては、施策の進行状況や社会情勢の変化も想定されるため、現時点で考えられる最善の指標を設定し、定期的に評価・検証を行い、必要に応じて施策の強化や目標値等の見直しについて適宜検討します。

プラン全体

○評価の視点

宇治市の特徴を活かした本プランによるまちづくりを通じて、宇治市に愛着を持って住み続けたい、宇治市で働きたい、宇治市に訪れたいと思える人を増やし、持続可能なまちづくりができているかを確認します。

定量的な評価指標	基準値	目標値
居住誘導区域内の人口密度 【国勢調査の人口による】	84.09人/ha (2020(R2))	77.85人/ha (2042(R24))
指標の設定理由	目標の方向性の考え方	
人口減少の中にあっても居住誘導区域への居住の緩やかな誘導を図ることで、生活利便性の維持・向上につながり、まちの活力の維持向上が図られている	持続可能なまちづくりができているかどうか	

※2042(R24)年社人研準拠による趨勢値(64.08人/ha) (目標値は第2期宇治市人口ビジョン(R2)を基に算出)

定量的な評価指標	基準値	目標の方向性
地域ブランド調査魅力度全国ランキング 【市町村の魅力度等調査結果による】	35位 (2018(R1))	
指標の設定理由	目標の方向性の考え方	
各拠点に求められる役割の明確化とそれに応じた都市機能の充実・強化により、まちの活力の維持向上が図られているかを把握するため	宇治市の魅力をより感じてもらう様々な機会が創出されることで、宇治らしさを活かした選ばれる都市となっているかどうか	

(出典:第2期宇治市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略(R2))

定量的な評価指標	基準値	目標の方向性
市民の定住意向	(全 体) 66.9%	
	(20 歳代) 46.4%	
	(30 歳代) 51.3%	
	(40～50 歳代) 60.7%	
	(60 歳代以上) 75.7%	
指標の設定理由	目標の方向性の考え方	
宇治市の特徴を活かした本プランによるまちづくりが実現できているかを年代別に把握するため	子育て世代に選ばれ、あらゆる世代が住みやすいまちづくりに取り組むことで、宇治市に愛着を持って住み続けたい人が増えているかどうか	

(出典:宇治市総合計画策定のための市民アンケート調査(R3))

まちづくり方針：拠点の役割に応じた充実・強化

○評価の視点

拠点の役割に応じた都市機能の充実・強化により、宇治らしさを活かして住まいや観光地として選ばれるようになっているかを確認します。

定量的な評価指標	基準値	目標値
拠点ごとに立地している誘導施設の種類の	5～9種類 (2023(R5))	5～9種類 (2042(R24))
指標の設定理由	目標の方向性の考え方	
居住誘導区域の生活利便性を確保するため、誘導施設の立地動向を注視し、計画的な誘導が図れているかを確認しつつ、宇治市の特徴を活かしたまちづくりが実現できているか把握するため	生活利便性が変わることなく維持され向上が図られているかどうか	

定量的な評価指標	基準値	目標の方向性
商業床面積当たりの売上高 【小売業の年間商品販売額(円)/売場面積(㎡)】	93.0万円/㎡ (2016(H28))	
指標の設定理由	目標の方向性の考え方	
居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、都市機能の充実・強化することで、まちの活力の維持向上が図られているかを把握するため	生活利便性が変わることなく維持され向上が図られているかどうか	

(出典:商業センサス-活動調査(2016(H28)))

まちづくり方針：多様な暮らしに対応できるまちづくり

○評価の視点

多様な暮らしに対応できるまちづくりにより、従来のようなライフスタイルだけでなく、ライフステージにあった暮らし方など、誰もが暮らしやすいまちが実現できているかを確認します。

定量的な評価指標	基準値	目標の方向性
市民の愛着度	(全体) 58.7% (20～30 歳代) 51.5%	
指標の設定理由	目標の方向性の考え方	
宇治市の特徴を活かした本プランによるまちづくりが実現できているかを年代別に把握するため	子育て世代に選ばれ、あらゆる世代が住みやすいまちづくりに取り組むことで、宇治市に愛着を持って住み続けたい人が増えているかどうか	

(出典:宇治市総合計画策定のための市民アンケート調査(R3))

定量的な評価指標	基準値	目標の方向性
子育てをする上で相談できる人や場所が (いる)ある割合	(就学前児童) 92.4%	
	(小学生) 87.9%	
指標の設定理由	目標の方向性の考え方	
子育て環境の充実が図れているか把握する ため	子育て世代に選ばれ、あらゆる世代が住みやすいまちづく りを実感できているかどうか	

(出典:宇治市第6次総合計画)

定量的な評価指標	基準値	目標値
バリアフリー新法に基づくバリアフリー化済 鉄道駅数	12駅 (2020(R2))	14駅 (2042(R24))
指標の設定理由	目標の方向性の考え方	
高齢者や障害者をはじめとするすべての人が 利用しやすい環境整備ができているか把握する ため	誰もが暮らしやすいまちづくりができているかどうか	

※市内の鉄道駅14駅のうちバリアフリー新法に基づくバリアフリー化済みの駅

まちづくり方針：安全・安心な環境づくり

○評価の視点

安全・安心な環境づくりにより、総合的に災害リスクに対応できるようになっているかを確認します。

定量的な評価指標	基準値	目標の方向性	
自主防災マニュアルを作成している団体の割合 【自主防災マニュアル作成団体数 ÷市内町内会数×100】	74.7% (2020(R2))		
指標の設定理由	目標の方向性の考え方		
市民の防災意識の向上度を把握するため	災害リスクの低減(ソフト)のための取組みにより安全・安心な環境づくりが進んでいるかどうか		

(出典:宇治市第6次総合計画(自主防災組織の組織率))

定量的な評価指標	基準値	目標の方向性	
雨水流出抑制施設貯留量	24,000 m ³ (2020(R2))		
指標の設定理由	目標の方向性の考え方		
10年確率降雨に対する浸水対策の進捗状況を把握するため	災害リスクの低減(ハード)のための取組みにより安全・安心な環境づくりが進んでいるかどうか		

(出典:第6次宇治市総合計画(「宇治市公共下水道事業経営戦略」、「宇治市公共下水道整備・再構築計画」、「宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画」に基づき設定))

定量的な評価指標	基準値	目標値
公共施設等の耐震化率	(市有建築物の耐震化率) 98.6%	100%
	(基幹管路の耐震適合率(水道施設)) 25.2%	31%
	(2020(R2))	(2030(R12))
指標の設定理由	目標の方向性の考え方	
地震時に避難所・防災拠点となる建築物が多い市有建築物や水道施設の耐震化の進捗状況を把握するため	災害リスクの低減(ハード)のための取組みにより安全・安心な環境づくりが進んでいるかどうか	

(出典:宇治市第6次総合計画)

まちづくり方針：公共交通が利用しやすい交通環境づくり

○評価の視点

公共交通が利用しやすい交通環境づくりにより、各地域の個性を活かした暮らしが実現できているかを確認します。

定量的な評価指標	基準値	目標の方向性
公共交通利用圏カバー率	約9割 (2023(R5))	
指標の設定理由	目標の方向性の考え方	
都市の機能を維持し、誰もが安心して快適に暮らし続けることができるまちの実現できているか把握するため	充実した鉄道網を活かしつつ、バス等も含めて総合的に公共交通が利用しやすい交通環境を維持できているかどうか	

(出典:宇治市公共交通体系基本計画)

定量的な評価指標	基準値	目標の方向性
市内鉄道駅乗降客数 【担当課調べ。各事業者報告による】	2,798万人/年 (2019(R1))	
指標の設定理由	目標の方向性の考え方	
既存公共交通の利用促進のため	人・物の交流は、まちを活性化させるため、移動時の利便性が保たれることで、鉄道駅周辺の賑わいや魅力増進が図られているかどうか	

(出典:宇治市第6次総合計画)

(3) 届出制度

①都市機能誘導区域外での建築等の届出等

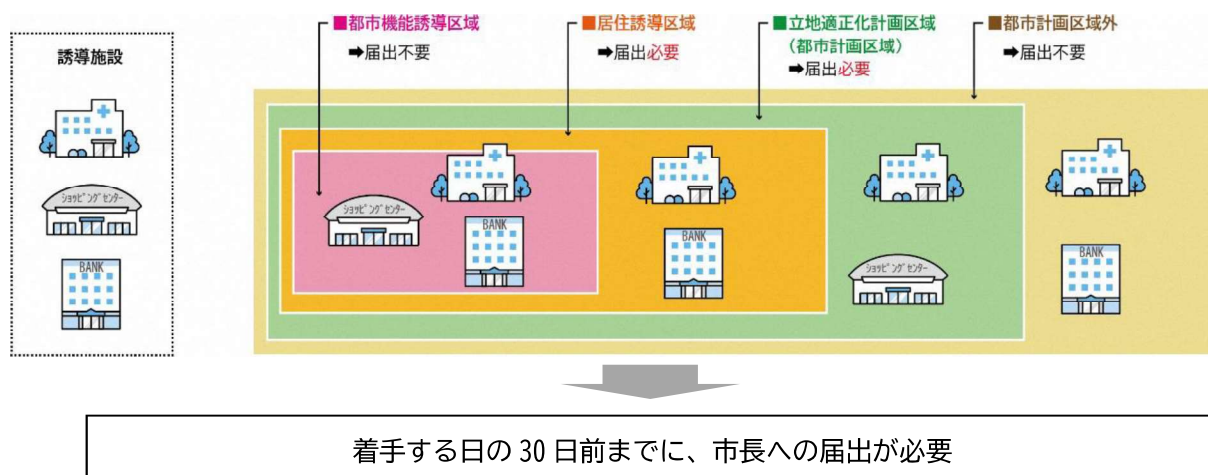
都市機能誘導区域外において、誘導施設の開発や建築等の行為を行う場合、以下のような行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所等について市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第108条第1項)

【開発行為】

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

【建築等行為】

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



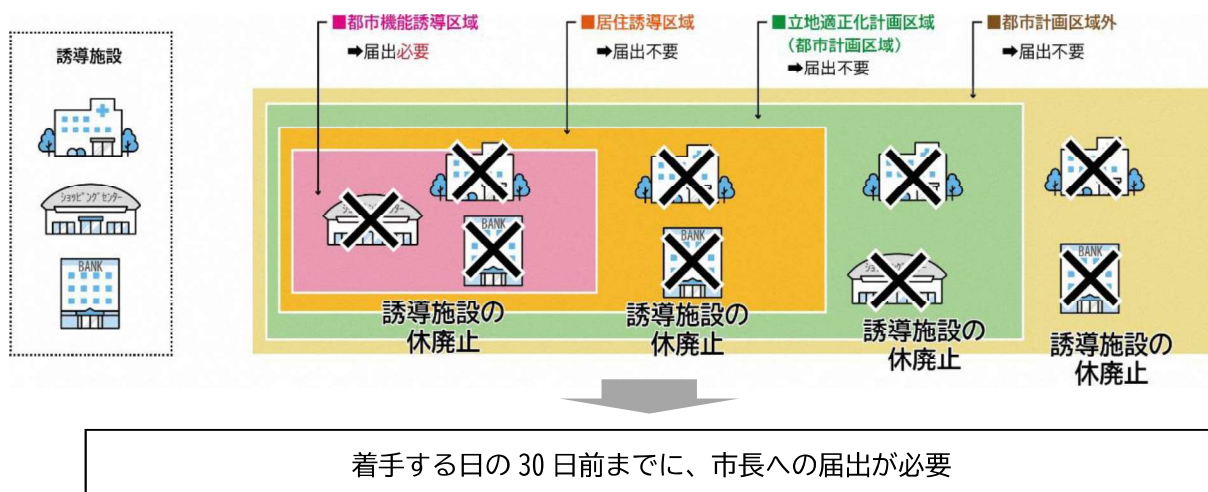
都市機能誘導区域外での建築等の届出イメージ

※都市機能誘導区域内であっても当該区域に設定のない誘導施設を設置する場合は届出必要

届出があった際、市長は誘導施設の立地を適正なものとするための勧告や、土地の取得についてのあっせん等を行うことができます。(都市再生特別措置法第108条第3項、第4項)

②都市機能誘導区域内での施設の休止または廃止の届出

都市機能誘導区域内においては、誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、着手する日の30日前までに行為の内容や場所等について市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第108条2)



都市機能誘導区域内での施設の休止または廃止の届出イメージ

※都市機能誘導区域内であっても当該区域に設定のない誘導施設を休止・廃止する場合は届出不要

③居住誘導区域外での開発行為や建築等行為の届出

居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅開発や建築行為等を行う場合には、以下のような行為に着手する日の30日前までに、行為の内容や場所等について市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第88条第1項)

【開発行為】

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

【建築等行為】

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合

届出があった際、市長は住宅等の立地を適正なものとするための勧告や、土地の取得についてのあっせん等を行うことができます。(都市再生特別措置法第88条第3項、第4項)

【開発行為】

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為



- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

1,000㎡以上



【建築等行為】

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合



着手する日の30日前までに、市長への届出が必要

居住誘導区域外での建築等の届出対象イメージ